

# 第2次坂出市 男女共同参画計画 (後期計画)

令和8年度～令和12年度



令和8年3月

坂出市



## ごあいさつ

我が国では、人口減少や少子高齢化という大きな構造的課題に直面するとともに、人びとのライフスタイルや価値観の多様化など社会を取り巻く環境は急激に変化しています。

このような状況に対応し、地域社会が持続可能な発展を遂げるためには、性別や年代を問わず、あらゆる人びとが持てる能力を最大限に発揮できる環境づくりが不可欠であり、地域でだれもがいきいきと活躍できる場を増やし、人権尊重のまちづくりを推進することが市全体として取り組むべき課題となっています。



本市では、令和3年3月に策定した「第2次坂出市男女共同参画計画」に基づき、「だれもがともに輝き・認め合い・創るまち」を基本理念にさまざまな施策に取り組んでまいりました。計画期間10年間のうち前期計画5年が経過したことから、令和7年7月に計画の進捗状況を分析するため、市民・事業所アンケートを実施したところ、固定的な性別役割分担意識はある程度払拭されつつあるものの、依然として根強く残る男性優遇の慣習・しきたりや男女間での不平等感などは解消されていないことが明らかになっています。

このたび、前期計画の取組結果の分析と課題の整理を行うとともに、社会情勢の変化や国・県の動向を踏まえ、「第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）」を策定いたしました。本計画では、これまでの理念を継承した取組を進めるとともに、多様な性のあり方に対する理解を広めるなど、社会全体での多様性を尊重する環境づくり、インターネット上の誹謗中傷等を含めたあらゆる暴力の根絶、多様かつ複合的なさまざまな困難を抱える人びとに対する支援についてこれまで以上に充実した取組を展開してまいります。

本計画の基本理念である「だれもがともに輝き・認め合い・創るまち」の実現に向けて、市民・事業所・関係機関との連携を図りながら、各分野にわたる施策を総合的かつ計画的に推進してまいりますので、引き続きご理解・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定において、アンケート調査等で貴重なご意見をいただきました市民・事業所のみなさまをはじめ関係者のみなさま、ならびにご尽力をいただいた坂出市男女共同参画委員会のみなさまに心より厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

坂出市長 有福 哲二

## ●「輝く女性の活躍を加速するリーダーの会」とは

女性活躍を推進するためには組織トップのコミットメントが極めて重要という想いのもと、平成26年に企業経営者等9名により発足し、民間企業の社長や大学・研究機関の理事長、自治体の首長等の組織トップが参加しています。

「リーダーの会」では、女性の意欲を高め、その持てる能力を最大限に発揮できるよう、リーダーが自ら取り組むことを表明する「行動宣言」(下記下段左)を策定しており、参加したリーダーは「行動宣言」に沿って、各組織における女性活躍推進の取組を一層進めるとともに、女性活躍推進に関する自らの想いや取組を組織内外へ主体的に発信することで組織および社会に対して女性活躍推進の重要性を伝えています。



輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会

### 行動宣言

私たち男性リーダーは、様々な女性の意欲を高め、その持てる能力を最大限発揮できるよう、以下の取り組みを行うことをここに宣言します。

自ら行動し、発信する

- 私たちは、わが社の女性活躍に関する目標を設定し、達成に向けた取り組みを進め、その進捗状況を定期的に把握・公表し、取り組みを継続的に改善します。
- 私たちは、「女性の活躍が、わが社にとっていかに重要か」という想いを、自らの言葉で社会に発信します。
- 私たちは、組織に異なる視点をもたらすことがより良い価値を生むことを発信し、わが社の男性中堅リーダーの意識変革を進めます。
- 私たちが関与するあらゆる機会に女性が参加していることを確認し、その重要性を訴えています。

現状を打破する

- 私たちは、積極的に人材を発掘し、能力を開発し、登用することで、わが社の女性の活躍を支えていきます。そのため、あらゆる機会に、「なぜ、女性が一人もいないのか」「なぜ、女性が30%以上いないのか」「なぜ、男女がフィフティ・フィフティ(50:50)でないのか」を確認し、組織の意識変革を促します。
- 私たちは、これ以上柔軟な働き方ができないのかを確認することによって、女性の活躍を阻害する要因を取り除くとともに、男女の働き方の変革を進めます。
- 私たちは、女性がさまざまなライフイベントを経ながらキャリアを継続しているかデータで検証しながら、成長の機会を計画的に提供し、支援を続けます。
- 私たちは、わが社のサプライヤーやパートナー企業に対し、女性の活躍推進の重要性を伝えるとともに、女性の活躍推進に積極的に取り組むことを奨励し、支援していきます。

ネットワークを進める

- 私たちは、輝く女性の活躍を加速する男性リーダーのネットワークを広げ、成功事例を共有するとともに、輝く女性のネットワーク構築を支援し、連携していきます。

平成26年6月27日

### 私の行動宣言

だれもが  
輝き続ける  
まちづくり

坂出市長  
有福 哲二

●上段写真:令和7年11月に開催された「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」<sup>※</sup> 地域シンポジウムで「私の行動宣言」を発表する有福市長

●下段右:シンポジウムで有福市長が掲げた行動宣言

<sup>※</sup>令和8年3月1日より女性リーダーも参加しやすい会として「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」から「輝く女性の活躍を加速するリーダーの会」に名称が変更されました。

# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の背景.....	2
3 計画の位置づけ .....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制 .....	5
6 第2次後期計画 改訂のポイント.....	5
7 アンケート調査について.....	6
第2章 計画のめざす姿.....	8
1 計画の基本理念 .....	8
2 計画の基本目標 .....	8
3 計画の体系.....	10
第3章 計画の内容 .....	12
基本目標Ⅰ だれもが多様性を認め合う人づくり .....	12
重点目標1 多様性の理解と男女共同参画の視点に立った意識改革 .....	12
重点目標2 男女共同参画に関する教育・学習の推進 .....	15
基本目標Ⅱ だれもが活躍できる社会づくり.....	18
重点目標1 男女の家庭・地域生活と職業の調和.....	18
重点目標2 就労・雇用における男女共同参画の促進 .....	24
重点目標3 政策・方針決定過程への女性の参画推進・促進 .....	28
重点目標4 国際交流・協調の促進.....	32
基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らすことができる地域づくり .....	34
重点目標1 あらゆる暴力の根絶.....	34
重点目標2 生涯にわたる健康支援.....	40
重点目標3 困難を抱える人びとへの支援.....	44
重点目標4 男女共同参画の視点による防災対策の促進.....	50
第4章 計画の推進に向けて .....	52
1 推進体制の強化 .....	52
2 市民との協働による推進.....	52
3 男女共同参画に関する情報の提供.....	53
4 施策の点検・評価.....	53
5 国・県・関係機関との連携 .....	54

資料編 .....	55
アンケート調査結果の概要 .....	55
男女共同参画社会基本法 .....	65
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	69
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	81
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 .....	89
坂出市男女共同参画委員会設置要綱 .....	94
坂出市男女共同参画委員会委員名簿 .....	95
「第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）」の策定スケジュール .....	96
支援・相談窓口一覧 .....	97
用語解説 .....	98

## 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を21世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、この法律に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、5年ごとに計画の改定を重ねながら、現在、「第6次男女共同参画基本計画」の策定に向けて準備が進められているところです。

これまでの取組により、男女共同参画に対する理解や意識は着実に浸透してきていますが、一方で依然として家事や育児は女性に偏っているほか、家庭や地域、職場などのさまざまな場面では、未だアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）が根強く残っており、若者や女性が生きづらさを感じる要因の一つとなっています。加えて、日本全体で人口減少や少子高齢化が急速に進行し、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中で、男女共同参画を取り巻く課題は多様化、複雑化しています。職業観や家族観が大きく変化し、理想とするライフコースが多様化する中で、未来を担う若い世代が理想とする生き方や働き方を実現することができる社会を創ることこそが、これからの男女共同参画社会の形成において重要なことであり、ひいてはすべての人の暮らしやすさや活躍にもつながります。

本市においては、平成23年に「坂出市男女共同参画計画」、令和3年に「第2次坂出市男女共同参画計画（前期計画）」を策定しました。第2次計画では前期計画5年、後期計画5年にわたり「だれもがともに輝き・認め合い・創るまち」をめざして、市民、事業所および団体などの協力を得て、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる場における男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取組を行ってきました。その結果、固定的な性別役割分担意識はある程度払拭されつつあります。一方で、男性優遇の慣習・しきたりや男女間での不平等感などは未だ解消されておらず、男女共同参画社会の実現に向けてこれまで以上に効果的な施策を推進する必要があります。

以上のことより、これまでの社会経済情勢や国・県の動向を踏まえ、「第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）」を策定し、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

## 2 計画の背景

### (1) 国際的な動き

世界では、国際連合が提唱した昭和50年の国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、さまざまな取組が展開されています。昭和54年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和60年に批准しています。

また、平成27年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標（ゴール）と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）、ターゲットを設定していますが、17の目標のなかには、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

#### 持続可能な開発目標（SDGs）

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## (2) 国の動き

国においては、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクションをはじめとしたさまざまな取組が進められてきました。

女性の心身を保護し、人権を守るための法制度を整える必要性から平成12年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が公布・施行されました。時を同じくして児童についても、「児童虐待の防止等に関する法律」が平成12年に公布・施行されています。

仕事と家庭の両立を支援するという観点からも平成17年には、育児や介護を担う労働者をより一層支援するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が改正されました。さらに平成27年には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目標とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定・施行されました。この法律において、301人以上の労働者を常時雇用する事業主に対しては、女性の活躍を推進するための「一般事業主行動計画」の策定・届出及び情報公開が義務付けられていましたが、令和元年に法改正が行われ、その対象が労働者数101人以上300人以下の事業主に対しても拡大されました。

また、「育児・介護休業法」においても令和6年の法改正により、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が盛り込まれました。

仕事と家庭分野以外での取組も進んでいます。政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れていること等を背景に、平成30年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目指し、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が令和5年に公布・施行されました。

さらに、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら自立して生活するための多様な支援を提供するための体制の整備を基本理念とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が令和6年に施行されました。

現在、策定に向けた準備が進められている「第6次男女共同参画基本計画」では、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるよう、男女共同参画の取組を進めるという考えの下、改正女性活躍推進法に基づく情報公表の取組の充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりをつまえた男女共同参画の推進、能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点導入、地域における男女共同参画の取組などを強化しながら取り組むこととされています。

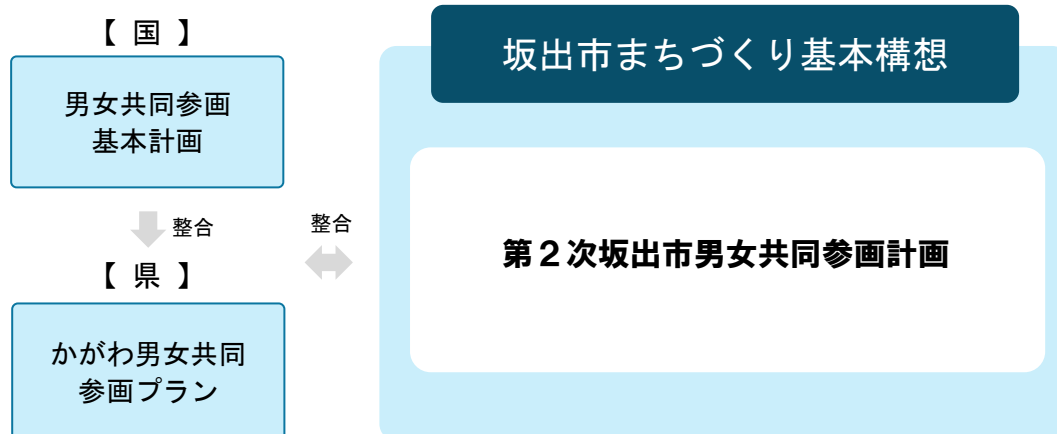
### (3) 県の動き

県においては、平成11年の「男女共同参画社会基本法」施行、平成12年の「男女共同参画基本計画」の策定を受け、平成13年に「かがわ男女共同参画プラン」を策定し、平成14年には「香川県男女共同参画推進条例」の施行など推進体制の整備を図りました。また、平成18年に「かがわ男女共同参画プラン（後期計画）」、平成23年に「第2次かがわ男女共同参画プラン」、平成27年に「第3次かがわ男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな施策を推進しています。

令和3年には、人口減少社会の到来、新しい働き方とより一層の女性の活躍推進、人生100年時代の到来、災害に強い社会の実現など、社会情勢への対応を踏まえるとともに、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざした「第4次かがわ男女共同参画プラン（令和3年度から令和8年度）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向性と具体的な施策を取りまとめています。

## 3 計画の位置づけ

- 本計画は、本市の最上位計画である「坂出市まちづくり基本構想」における男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合かつ計画的に推進するための基本計画であり、他の個別計画との整合性を図るとともに、国の「男女共同参画基本計画」、県の「かがわ男女共同参画プラン」の趣旨を踏まえて策定したものです。「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「市町村男女共同参画計画」にも位置づけています。
- 本計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく本市における基本計画としても位置づけています。
- 本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく本市における推進計画と位置づけています。
- 本計画は、「困難女性支援法」第8条第3項に基づく本市における基本計画としても位置づけています。



## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間のうち、後期5年間（令和8年度から令和12年度）を実施期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2次坂出市男女共同参画計画									
前期計画					後期計画				

## 5 計画の策定体制

本計画は、「坂出市男女共同参画委員会」の意見を尊重するとともに、令和7年7月に本市在住の18歳以上2,000人を対象に実施した「第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）策定に関する市民アンケート調査」および市内の5人以上の従業員を有する事業所を対象に実施した「第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）策定に関する事業所アンケート調査」の結果、パブリックコメントをとおして寄せられた市民の意見や要望を踏まえて策定しています。

## 6 第2次後期計画 改訂のポイント

### ポイント1 「多様性」を意識した内容への変更

性は、「男性」「女性」と単純に区別できるものではなく、LGBTQ+をはじめとする多様な性のあり方が存在します。国においては、性的マイノリティへの理解を深め、偏見や差別をなくすため、令和5年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されました。本市においても、令和4年に「坂出市パートナーシップ宣誓制度」を、令和6年にファミリーシップの枠を拡充した「坂出市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しました。今後とも性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを認め合うまちの実現をめざしてまいります。

### ポイント2 「さまざまな悩みを抱える人への支援」を新設

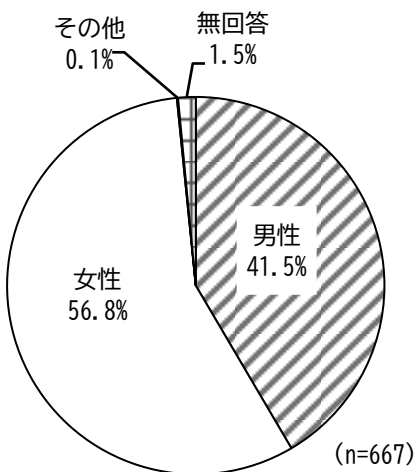
何らかの原因で不登校になっている子ども、複合的な困難を抱える女性など、何らかの悩みを抱えた人を対象とした取組について、後期計画より新たに重点取組として設定しました。さまざまな困難を抱えた人びとが地域で安心して暮らせるように生活環境の整備や重層的・包括的な支援体制の充実、生きがいつくりや社会的孤立の解消を含めた総合的かつきめ細かな支援を進めてまいります。

## 7 アンケート調査について

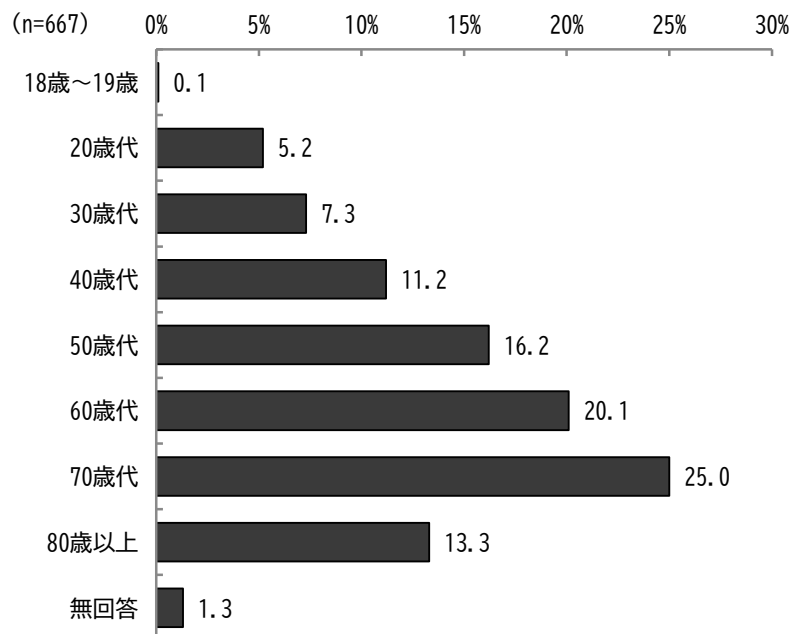
### (1) 市民アンケート調査

調査対象	市内在住の18歳以上のかたから無作為抽出
調査実施期間	令和7年7月10日～7月31日
調査方法	郵送による配布・回収及びWeb回答
調査数	2,000人
回収数(率)	667人(33.3%)

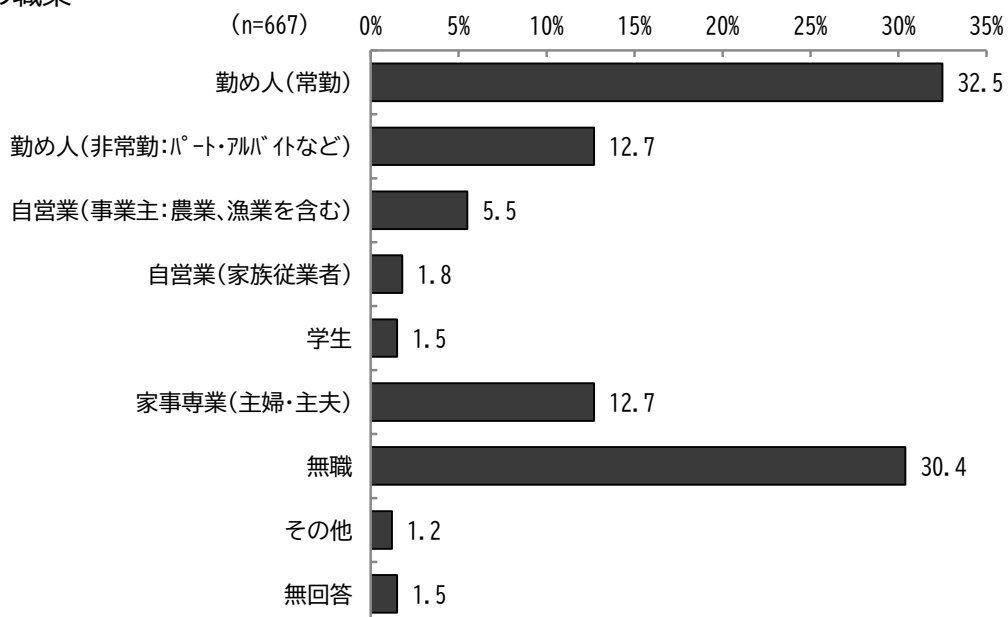
#### ■性別



#### ■年齢



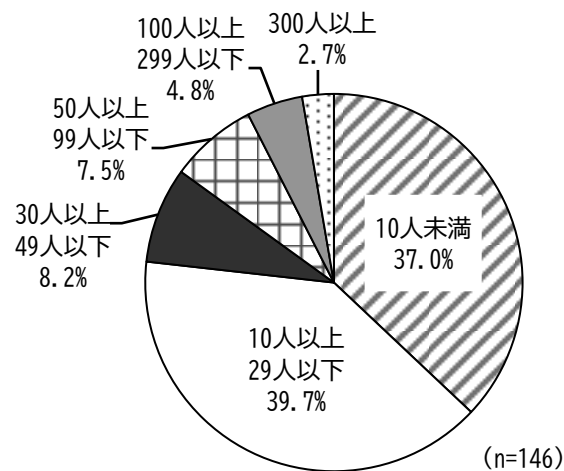
#### ■現在の職業



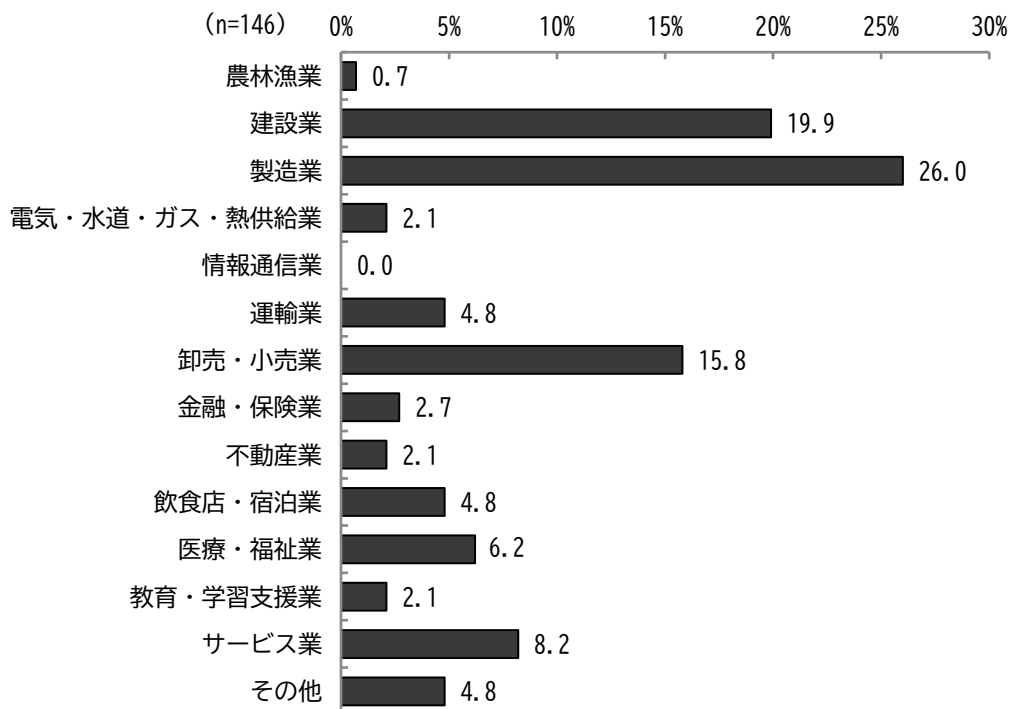
## (2) 事業所アンケート調査

調査対象	市内の従業員5名以上の事業所
調査実施期間	令和7年7月1日～7月31日
調査方法	郵送による配布・回収及びWeb回答
調査数	474事業所
回収数(率)	146事業所(30.8%)

### ■該当する従業員数の区分



### ■該当する主な業種の区分



## 第2章

# 計画のめざす姿

### 1 計画の基本理念

本計画においては、「坂出市まちづくり基本構想」を踏まえ、男女が性別にかかわらず、互いに人権を尊重しながら、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざします。そこで、本計画の基本理念を「だれもがともに輝き・認め合い・創るまち」とし、市民・地域団体・事業者・NPO法人・関係機関等が一体となり男女共同参画を推進します。

**だれもがともに輝き・認め合い・創るまち**

### 2 計画の基本目標

#### 基本目標Ⅰ だれもが多様性を認め合う人づくり

男女共同参画社会の実現には、すべての人の人権が尊重されるとともに、一人ひとりの多様な個性が認められ、性別によって差別されることなく、どんな場面においても対等な立場であることが重要です。

だれもが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画社会の正しい理解に向けた啓発、性の多様性に関する理解促進等に継続的に取り組むことで、市民が性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう家庭や地域、学校などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

## 基本目標Ⅱ だれもが活躍できる社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、さまざまな分野において多様な価値観と発想を取り入れることが必要です。とりわけ、政策・方針決定過程への女性の参画について、これまで以上に環境整備を進めるとともに、行政が率先して女性の参画拡大に取り組み、性別に偏りなく多様な意見が反映される機会の確保に努めます。

また、引き続き法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等の充実により、性別にかかわらず働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等を図ります。

さらに、社会全体としてグローバル化が進むなか、男女共同参画の視点に立った国際的な取組に関して、国際社会の一員として理解と協調を深め、多様な背景をもつ人びとと豊かに共生するため、諸外国の文化や歴史、女性の置かれている状況についての学習・交流の機会や情報の提供を推進します。

## 基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らすことができる地域づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、ハラスメントは人としての尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えたりする暴力であり、どのような場面であっても許されるものではありません。このような、あらゆる暴力の根絶をめざし、社会全体として暴力を許さない意識の醸成、相談体制の整備などを進め、だれもが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、生涯をとおして健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えるため、性別にかかわらず生涯にわたり健康を支援するとともに、さまざまな困難に直面する人びとに対し、生活の自立と安定をめざし、相談事業や福祉サービスの提供、また安心して暮らせる環境整備などの多様な支援を行います。とりわけ、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対し、本人の意思を尊重しつつ、きめ細かな支援を行います。

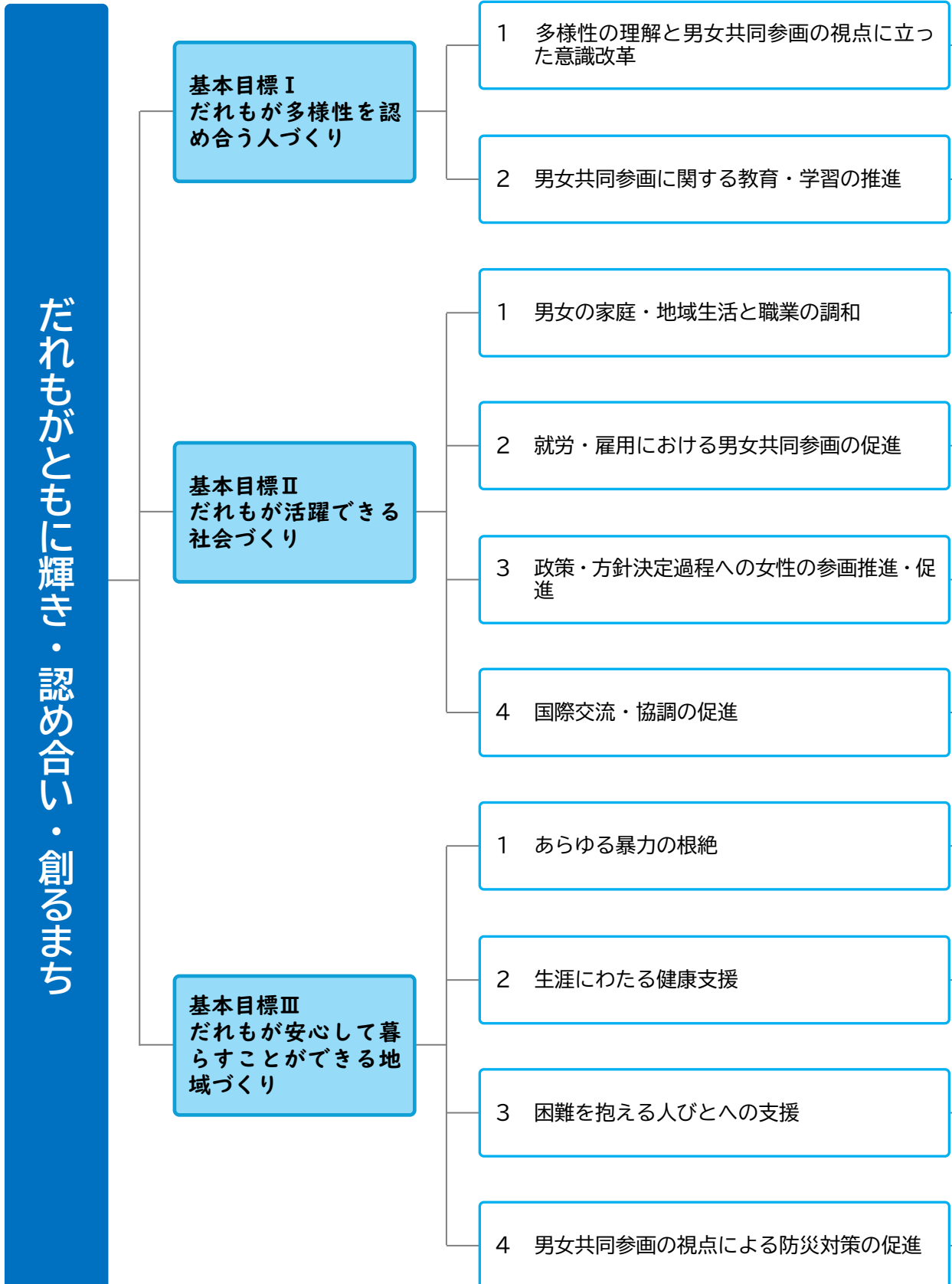
さらに、防災分野における政策・方針決定過程および現場での女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 重点目標 ]



## [ 重点取組 ]

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 情報の収集・提供および相談・支援体制の充実

- (1) 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進
- (2) 学校等における男女平等に関する教育・学習の推進
- (3) 地域における男女平等に関する教育・学習の推進

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 介護・看護・介護者支援の充実
- (3) 家庭生活への男性の参画
- (4) 仕事と生活の調和
- (5) 地域生活への参画の促進

- (1) 働く場における男女共同参画の促進
- (2) 農林水産業、商工業などの自営業における男女共同参画の促進
- (3) 就労支援
- (4) 職業能力の向上と起業の支援

- (1) 行政機関等における女性の参画促進
- (2) 企業・団体等における女性の参画促進
- (3) 人材の育成と人材の情報提供

- (1) 国際交流と国際理解の促進

- (1) 暴力を許さない意識と環境づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護・支援
- (3) さまざまなハラスメントの防止
- (4) 児童虐待の防止
- (5) 高齢者虐待の防止
- (6) 障がい者虐待の防止
- (7) メディアにおける人権の尊重

- (1) 生涯にわたる健康づくりへの支援
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の確立
- (3) 健康を脅かす問題についての対策と推進

- (1) 高齢者の支援
- (2) 障がい者の支援
- (3) 経済的に不安定な家庭等の支援
- (4) 外国人の支援
- (5) さまざまな悩みを抱える人への支援

- (1) 防災分野における男女共同参画の推進

持続可能な開発目標（SDGs）



## 基本目標Ⅰ だれもが多様性を認め合う人づくり

### 重点目標1 多様性の理解と男女共同参画の視点に立った意識改革

#### 現状・課題

人はそれぞれ違った個性を持った存在として、自分らしく自由に生きたいという共通の願いを持っており、その願いは基本的人権として誰にでも平等に保障されています。SDGsの目標に「ジェンダー平等の実現」があり、性別を理由とする差別や不平等をなくすことが世界的な課題とされています。

市民アンケート調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対しては73.5%が否定的ですが（P55・図1参照）、男女の地位の平等性については、「慣習・しきたり」に対して76.6%が『男性優遇』と感じており、男女間での不平等感は根強く残っている現状がうかがえます（P55・図2参照）。固定的な性別役割分担意識が払拭されつつあるとしても、暗黙のルールに根付く男性優遇の慣習・しきたりが改善されるような、生活に根付いた場での意識啓発が求められます。

また、性的マイノリティの当事者は、周囲の無理解や偏見から、身近な人に相談できない、正しい情報を得られないなど、さまざまな不安や困難を抱えています。市民アンケート調査によると、1割弱の市民は本人または周囲の人が性自認や性的指向に悩んだ経験があり、今後は性自認や性的指向の多様性に寛容な社会への意識醸成も求められます（P55・図3参照）。

本市では、市広報誌・ホームページ等による広報の推進や男女共同参画に関する講演会・講座等の開催により、男女共同参画意識の醸成に努めてきました。

男女が互いに尊重し、多様な価値観を認め合い、責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会を築くために、実態把握や啓発活動などをおして、社会全体での固定的な役割分担の意識改革を図ることが必要です。また、生活の場である家庭において、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消を行い、男女共同参画社会に向けた意識・啓発を促進することが必要です。

〈アンケート自由記述より〉(市民)

- ・出産や育児、また女性では困難な仕事もあると思うので、全く平等というわけにはいかないと思いますが、女性は家庭に入るべきという考えには違和感があります。少しずつ平等になっていけばよいと思います。
- ・男女共同はいいことだと思う。昔は男が優位だったから、今は女性も働いたりできるように改革しているのは理解できる。男性も仕事をしながら家事を行うべきだと思う。ただ、女性を優先しようにしすぎて男性の方が逆に立場が弱くなっているようにも感じるため、共同という言葉を大事に活動したいし、活動してほしい。
- ・色々な施策や取組を実施していると思いますが、それらが十分に坂出市民に周知徹底されていないと思います。

## 重点取組

男女共同参画に関する理解が深まるとともに、あらゆる立場の人びとが個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、さまざまな媒体や機会を通じた広報・啓発活動を推進します。

また、男女の固定的な性別役割分担意識を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別にかかわらず一人ひとりの個性と能力を大切にす情報提供や相談支援体制の充実に努めます。

### (1) 広報・啓発活動の推進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】 ・「第2次坂出市男女共同参画計画」、「女性週間(4月10日～16日)」、「男女共同参画週間(6月23日～29日)」の普及啓発を図ります。【継続】	人権課
	・男女共同参画に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】 ・市役所庁内において、男女共同参画に関する職員研修を開催します。【継続】	人権課 職員課
教育・学習の充実	・人権学習支援事業を通じ、男女共同参画に関する学習支援の充実を図ります。【継続】	人権課

## (2) 情報の収集・提供および相談・支援体制の充実

項目	具体的施策	担当課
情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の動向、「女子差別撤廃条約」、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」など関連法令制度の情報収集・提供を推進します。【継続】</li> <li>・図書館にて啓発学習教材の充実（図書、ビデオ、DVD、資料の収集等）を図ります。【継続】</li> </ul>	人権課 図書館
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「坂出市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の普及・啓発を推進します。【新規】</li> </ul>	人権課
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関するアンケート調査（市民意識調査、事業所実態調査等）を定期的実施することで、実態把握に努めるとともに、分析結果等を公表します。【継続】</li> <li>・男女共同参画関連施策の進捗状況について、坂出市男女共同参画委員会に報告するなかで点検・評価を行います。【継続】</li> </ul>	人権課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】</li> </ul>	人権課

### 評価指標

項目	実績値		目標値	
	R1	R6	前期計画(R7)	後期計画(R12)
男女共同参画に関する講演会の開催回数・参加人数	2回 199人	2回 205人	2回 200人	2回 250人
男女共同参画に関する職員研修の開催回数	1回	1回	1回	1回
坂出市男女共同参画委員会の開催回数	2回	2回	2回	2回

## 重点目標2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

### 現状・課題

すべての人々が性別にかかわらず個性と能力を発揮して、自分らしく生きていくことができる社会を実現するためには、柔軟な感性を持つ子どもの頃から学校や家庭、地域において、発達段階に応じたジェンダー平等や男女共同参画の視点に立った教育により、意識の啓発を行うことが重要です。

市民アンケート調査では、学校で男女平等教育を進めるために、取り組んで欲しいことは「児童・生徒が、性的被害やセクハラについていつでも相談できるカウンセラーを置く」の割合が最も高く、以下「男女平等意識を育てる授業を組み入れる」「性のあり方に対する思い込みや押し付けを減らし、ジェンダーに対する正しい理解を促す」と続いています（P56・図4参照）。また、学校におけるジェンダー教育（LGBTQ+に関する教育等）や支援について重要だと思うこととして「教職員がジェンダーに関する正しい知識と認識をもつ」「小学校から発達段階に応じて多様性を認め合う価値を教える」と回答する割合が高くなっています（P56・図5参照）。

市民アンケート調査によると、男女の地位の平等性について「学校教育の場」では、「家庭生活」や「職場」など他の分野と比べて、男女平等が最も進んでいる様子が伺えますが（P56・図6、P57図7、9参照）、今後も男女の固定的役割分担意識をなくし、子どもたちがありのままの自分を受け入れられる環境づくりとして、多様性の理解に向けた教育を進めていくことが必要です。併せて、児童・生徒が教育を受ける際には性的被害やセクハラについて相談できる場の整備や家庭等周りの理解と協力が必要です。

〈アンケート自由記述より〉（市民）

- ・男女共同参画という言葉は初めてアンケートに答えることによって知りました。知らない人がたぶん多いと思います。
- ・小学生ぐらいの頃からしっかり男女平等の教育を施すべきである。

### 重点取組

市広報誌やホームページなどさまざまな情報提供媒体を活用するほか、男女共同参画に関する講座やイベント等を行い、広く市民に男女共同参画の周知を図ります。

また、子どもたちが性別にとらわれずそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見とおして自己形成ができるよう学校における教育を推進します。また、地域における男女平等を推進するため、自治会等各種団体の研修の充実に努めます。

## (1) 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、家庭における男女平等に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】</li> <li>・妊娠届出時に母子健康手帳とともに父子健康手帳を配布するなど、父親の子育てへの参画意識の高揚を図るとともに、乳幼児家庭訪問、乳幼児健診等の活動を通じ、家庭における男女平等、男女共同参画についての男性の理解を深める取組を推進します。【継続】</li> <li>・家庭における男女平等に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】</li> <li>・ブックスタートおよびセカンドブックサービス事業を通じて、父親の育児参加を促進します。【拡充】</li> </ul>	人権課 けんこう課 図書館

## (2) 学校等における男女平等に関する教育・学習の推進

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒・保護者および教職員等を対象とした男女平等に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】</li> </ul>	学校教育課 こども課 人権課
教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒向けの男女平等に関する授業・行事等を通じた男女平等教育・学習の充実を推進します。【継続】</li> <li>・性別にとらわれず多様な職業選択につながるよう、キャリア教育や男女平等感に立った進路指導の充実を図ります。【継続】</li> <li>・性別や障がい等にかかわらず、一人ひとりを大切にした教育・保育を実践します。</li> <li>・スクールカウンセリングを推進します。【継続】</li> <li>・性教育に関する研究・指導を充実します。【継続】</li> </ul>	学校教育課 こども課 人権課
教育環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレザー型の標準服を市内3中学校で導入し、健康面・機能面・多様性に配慮した対応を推進します。【新規】</li> </ul>	学校教育課

### (3) 地域における男女平等に関する教育・学習の推進

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	・地域における男女平等に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	人権課
教育・学習の充実	・人権学習支援事業を通じ、地域における男女平等に関する教育・学習の充実を推進します。【継続】	人権課



## 基本目標Ⅱ だれもが活躍できる社会づくり

### 重点目標1 男女の家庭・地域生活と職業の調和

#### 現状・課題

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」が令和6年6月に決定され、「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進」のための柱の一つに、「仕事と育児・介護の両立の支援」が掲げられています。そこでは、女性の職業生活の参画を推進するためには、女性への育児負担の偏りの解消と性別にかかわらず育児・介護とキャリア形成との両立が求められ、国は柔軟な働き方の推進や男性の育児休業取得を促進するとされています。

市民アンケート調査では、日常的な家庭の仕事として「掃除」「洗濯」「食事のしたく」「食事の後片付け」「ごみ出し」「家計の管理」「子どもの世話、しつけや教育」「親の世話や介護」を主に夫がしている割合が前回調査より増加し、反対に主に妻がしている割合が減少していることから、男性が日常的な家庭の仕事を担当する割合は着実に増えているものの、家庭の仕事は妻が担当する割合の方が全般的には高くなっています（P58～59・図11～18参照）。また、「家庭生活」に対して男性は平等であるという認識が半数を占めていますが、女性では『男性優遇』の認識が強く、男性と女性のギャップが依然として高くなっています（P57・図8参照）。

家庭生活においては、性別にかかわらず家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同で行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

市民アンケート調査では、ワーク・ライフ・バランスの理想として「仕事と家庭生活」を優先したい割合が高くなっていますが、現状ではこれらをバランスよく調和することが困難な人が多いことが伺えます（P60・図19、20参照）。

市民や事業所に対して、女性活躍推進の視点から男性が家事や育児、介護に参画する重要性への理解が浸透するよう講座等で啓発を進めるとともに、育児・介護休業制度などの利用を促進し、働き方の見直しを推進する必要があります。一方で、価値観やライフスタイルの多様化により、家族の形態や機能は大きく変化し、仕事と家庭の両立のために必要とされる支援もさまざまなものとなっています。良質な家庭環境を整えるため、引き続き子育て支援や介護サービス等の充実に努める必要があります。

〈アンケート自由記述より〉(市民)

- ・「男性が育児や家事に参加する」のでなくて育児や家事をするのがあたりまえの社会になることを願います。
- ・地元の企業がテレワークや農業を含む副業、フレックスなどに積極的に取り組み、雇用することで経済圏ができるようにしてほしい。

## 重点取組

働きたい女性が仕事と出産・子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けることができるよう、子育てについての情報提供や子育て支援サービスの充実を図ります。

また、介護に関する不安や負担感を解消し、男女がともに介護と仕事や地域活動などを調和させることができるよう、きめ細かな支援策を推進するほか、男性の家事・育児・介護、地域活動への参画を促進する積極的な取組を進めるために、男性の家事・育児・介護能力を高めるための支援や企業への働きかけを行います。

### (1) 子育て支援の充実

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	・「坂出市こども・若者計画(第3期坂出市子ども・子育て支援事業計画)」の普及を図ります。【継続】	こども課
情報収集・提供	・「次世代育成支援対策推進法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】 ・「さかいで子育て応援BOOK」の配布等を通じ、多様な子育て情報の提供を図ります。【継続】 ・子育て応援アプリ「まろっ子メモリー」を配信し、地域の子育て情報やイベント情報の提供を実施します。【継続】	こども課 けんこう課
保育サービスの充実	・保育に関する多様なニーズに対応できるよう、子育て短期支援事業や乳児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育等のサービスの充実を図ります。【継続】 ・保育ニーズの高まりに応じて、保育士の確保を図ります。【継続】	こども課

項目	具体的施策	担当課
保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「坂出市こども・若者計画（第3期坂出市子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、子育て支援の充実を図ります。【継続】</li> <li>・保育施設での使用済紙おむつの処分を実施し、家庭の負担軽減を図ります。【新規】</li> <li>・保育施設においてICTを活用した保育業務支援システムおよび集金支援システムを導入することにより、園児の安全および保護者・保育者双方の負担軽減を図ります。【新規】</li> </ul>	こども課
子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業等のサービスの充実を図ります。【継続】</li> <li>・チャイルドシートの無料貸し出し事業を実施し、子育て世帯を支援します。【新規】</li> </ul>	こども課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館内でカンガルータイムを開催し、ボランティア団体と保健師・栄養士・子育て支援コーディネーターで相談会等を行います。【継続】</li> </ul>	図書館
地域の子育て環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において子どもが安全で安心して過ごせる居場所や遊び場の確保を図るとともに、親子同士、地域のさまざまな世代の人とふれあう機会など多様な交流の機会の提供を促進します。【継続】</li> <li>・放課後子ども教室推進事業を実施します。【継続】</li> </ul>	こども課 教育総務課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】</li> </ul>	こども課 けんこう課 人権課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサークルの育成や子育て関連団体への支援を推進し、子育て支援ネットワークの充実を推進します。【継続】</li> </ul>	こども課 けんこう課

## (2) 介護・看護・介護者支援の充実

項目	具体的施策	担当課
情報収集・提供	・介護・看護・介護者支援に関する関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	かいご課 ふくし課
在宅サービスの充実	・在宅ねたきり高齢者・障がい者介護慰労金支給事業や在宅ねたきり高齢者等紙おむつ給付事業等の充実を図り、在宅で介護をしている介護者の負担軽減に取り組みます。【継続】	かいご課 ふくし課
相談・支援体制の充実	・介護・看護・介護者支援に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【拡充】	かいご課 ふくし課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターを中核とした関係機関との連携強化を図るとともに介護者だけが負担を抱え込まないよう、地域全体で支援する体制づくりに取り組みます。【拡充】</li> <li>・認知症カフェ「さかいでオレンジかふえ」を通じ、介護によるストレス軽減や介護者自身の認知症対応力の向上を図ります。【継続】</li> <li>・「坂出ささえまるネットワーク会議」を開催し、高齢者の住み慣れた地域における支援体制づくりを推進します。【継続】</li> <li>・ダブルケアに関する周知啓発を行うとともに、ダブルケアカフェを通じて、介護と子育てを担うかたへの支援を行います。【継続】</li> </ul>	かいご課

## (3) 家庭生活への男性の参画

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、男性の家庭・地域生活への参画に関する広報・啓発活動に取り組みます。【継続】	人権課 けんこう課
	・妊娠届出時に母子健康手帳とともに父子健康手帳を配布するなど、父親の子育てへの参画意識の高揚を図ります。【継続】(再掲)	けんこう課

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェやダブルケアカフェ、育児講座などの相談会・講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】</li> <li>・ブックスタートおよびセカンドブックサービス事業を通じて、父親の育児参加を促進します。【拡充】（再掲）</li> </ul>	かいご課 けんこう課 図書館
情報提供・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業に関する関連法令制度の情報収集・提供に努め、男性の育児・介護休業取得を促進します。【継続】</li> </ul>	人権課 職員課 関係各課

#### (4) 仕事と生活の調和

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発および男性中心型労働慣行等の見直しや、育児・介護休業の取得促進に関する広報・啓発活動に取り組みます。【継続】</li> </ul>	人権課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「家庭の日(毎月第3日曜日)」、「ワークライフバランス推進強化月間(7～8月)」の普及を図ります。【継続】</li> </ul>	人権課 こども課
事業者の取組の推進と促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発に取り組み、職場優先の組織風土の見直しや育児・介護休業を取りやすい職場環境の整備などの促進を図ります。【継続】</li> </ul>	産業観光課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員に対し、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護休業の取得推進に関する意識啓発を図ります。【継続】</li> <li>・仕事と家庭の両立を支援する観点から、市職員の不妊治療への支援として、不妊治療休暇の取得を促進します。【継続】</li> </ul>	職員課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事と生活の調和憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】</li> </ul>	人権課

## (5) 地域生活への参画の促進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、地域活動団体における女性役員の積極的起用に関する広報・啓発活動に取り組みます。【継続】	人権課 関係各課
	・地域における女性リーダー養成に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図り、オンライン開催なども取り入れた柔軟な取組を推進します。【継続】	人権課
情報収集・提供	・地域活動を行うボランティアやNPO等の情報収集・提供を図ります。【継続】	人権課 関係各課
地域活動の促進・支援	・だれもが地域活動へ参加できるよう、地域団体への活動の促進・支援を図ります。【継続】	人権課 関係各課

### 評価指標

項目	実績値		目標値	
	R1	R6	前期計画(R7)	後期計画(R12)
一時預かり事業利用者数	—	延 8,175 人	—	延 11,400 人
利用者支援事業利用者数 (基本型)	—	延 582 人	—	延 700 人
地域子育て支援拠点事業利用者数	—	延 18,998 人	—	延 20,000 人
ファミリー・サポート・センター協力会員数	180 人	219 人	200 人	300 人
放課後子ども教室利用者数	63 人	46 人	200 人	60 人
両親学級の男性参加率	44.0%	46.9%	50%	50%
男性の料理教室の開催回数・参加人数	16 回 116 人	6 回 47 人	18 回 120 人	6 回 50 人
読みメンプロジェクト開催回数	4 回	3 回	4 回	4 回
男性職員の育児休業取得率	7.7%	57.1%	13%	85%

## 重点目標2 就労・雇用における男女共同参画の促進

### 現状・課題

就業は生活の経済的基盤であり、また働くことは自己実現につながるものです。働きたい人が、性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会の実現は、ダイバーシティを尊重する社会の形成につながり、経済社会の活力の源という点からも大きな意義を持ちます。

事業所アンケートでは、管理職に女性を配置する事業所は前回調査より増加傾向にあります（P64・図28～30参照）。しかし、市民アンケート調査では、職場での待遇に男女格差があるという回答が依然として多く、「職場」における男女の地位の平等性についても、男性より女性の方が『男性優遇』と感じている割合が高くなっています（P57・図10参照）。

このような男女格差が生じる背景には、男女間の勤続年数、管理職登用率、非正規雇用率のギャップがあると考えられます。性別にかかわらず、採用の機会やキャリアアップ、スキルアップへの公平な支援が確保されるよう、事業所への「男女雇用機会均等法」の周知や、就業機会拡大のための支援が必要です。仕事の内容や賃金、待遇、昇進、昇給の機会などの男女差別をなくし、すべての人に均等な機会と待遇が確保され、だれもがそれぞれのライフスタイルにあった働き方が選択でき、働き続けられる職場づくりが求められます。また、「女性活躍推進法」に基づき、子育てなどにより就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が生かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが重要です。

さらに、農林水産業、商工業などの自営業者に対しては、女性の労働を適切に評価し、積極的な経営への参加促進と地位向上を図るために、継続的に情報提供を行う必要があります。

#### 〈アンケート自由記述より〉（市民）

- ・女性が出産に伴う離職をした際は復職をしやすい必要があると思う。またその場を提供した雇用主にも双方メリットがあるように制度設計をする必要もあると思う。
- ・どうしても妊娠で仕事に穴があくことが避けられないので、そのことを何とかするために努力してほしい。

#### 〈アンケート自由記述より〉（事業所）

- ・就労する場所はいくらでもあり、有効求人倍率は日本トップクラスだが、働く人がおらず高齢者ばかりの坂出市。労働力を呼び込むためにも夫婦とも子育てのしやすい環境を作る必要があると思う。
- ・男性にはできなくて、女性にしかできない「出産」を増やしていけるような社会への男女共同参画を進めてほしいと考えています。

## 重点取組

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに推進するとともに、男女がともに能力を十分に発揮し活躍することができるよう、ワーク・ライフ・バランスや働き方についての広報・啓発活動を推進するとともに、労働基準法に基づく制度の定着と活用を促進するため、企業等における取組が促進されるよう支援を行います。

また、農林水産業、商工業等自営業に携わる女性の労働を適正に評価し、経営へ参画するように啓発に努めるほか、女性自身の意識や行動の改革を促せるよう、情報提供や学習機会の充実を図ります。

### (1) 働く場における男女共同参画の促進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、働く場における男女共同参画に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】	人権課
	・ワーク・ライフ・バランスや働く女性の健康管理および母性保護、テレワークを含めた働き方、男女の職域拡大、採用差別撤廃に関する啓発を推進します。【継続】	人権課 産業観光課
	・働く場における男女共同参画に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	人権課 職員課
情報収集・提供	・「女性活躍推進法」、「労働基準法」、「パートタイム労働法」、「男女雇用機会均等法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	人権課 産業観光課
相談・支援体制の充実	・働く場における男女共同参画に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】	人権課 産業観光課

## (2) 農林水産業、商工業などの自営業における男女共同参画の促進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、農林水産業、商工業など自営業における男女共同参画の促進に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】	人権課 産業観光課
	・家族経営協定の普及啓発に取り組み、男女を問わず家族全員が主体的に参画できる環境づくりを促進します。【継続】	農業委員会
女性の参画促進	・農業委員会等各種団体への女性役員登用に関する啓発に努め、認定農業者や農業士、漁業士等の女性指導者の育成を図り、女性の参画を促進します。【継続】	農林水産課 農業委員会 人権課

## (3) 就労支援

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・就労支援に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	人権課 産業観光課
情報収集・提供	・「女性活躍推進法」、「労働基準法」、「パートタイム労働法」、「男女雇用機会均等法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】(再掲)	人権課 産業観光課
相談・支援体制の充実	・就労支援に関する相談・支援体制の充実や商工会議所等関係機関との連携を推進します。【継続】	産業観光課

## (4) 職業能力の向上と起業の支援

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	・資格取得など職業能力の向上、起業に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	産業観光課
情報収集・提供	・資格取得など職業能力の向上に関する関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	産業観光課

項目	具体的施策	担当課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得など職業能力の向上、商工会議所にワンストップ創業支援窓口を設置するなど、起業に関する相談・支援体制の充実を図り、関係機関との連携を強化します。【継続】</li> <li>・坂出ビジネスサポートセンターにおいて、起業に関する相談や伴走的な支援を図ります。【継続】</li> <li>・産業の振興および活性化を図るため、坂出市内で新規に創業・起業する方に対して、創業・起業に係る経費の一部を補助します。【新規】</li> </ul>	産業観光課

### 評価指標

項目	実績値		目標値	
	R1	R6	前期計画(R7)	後期計画(R12)
家族経営協定締結数	13戸	13戸	15戸	15戸
創業に関するセミナーの開催回数・参加人数	1回 17人	1回 20人	3回 40人	4回 40人

## 重点目標3 政策・方針決定過程への女性の参画推進・促進

### 現状・課題

政策・方針決定過程に性別にかかわらず共同して参画する機会が確保されることは、男女共同参画社会の基盤を成すものであり、男女がともに政治、行政、地域活動、教育などあらゆる分野における活動に参加することはもとより、企画、方針、意思決定段階に女性の参画を拡大していくことが重要です。とりわけ、政治や行政分野において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れ実現することにつながるものであり、社会全体に与える影響が大きいことから、重要かつ喫緊の課題と言えます。

本市では、審議会等における女性委員の割合や市の管理職等における女性職員の割合の増加をめざし、女性の積極的な登用に努めてきました。その結果、本市の審議会等における女性委員の割合や市の管理職における女性職員の割合は徐々に向上しつつあります。一方で、県内他市と比較するとまだまだ低い状況（P 29 参照）であり、さらなる女性登用を進めていく必要があります。また、女性活躍を推進するためには組織トップのコミットメントが極めて重要という思いのもと発足した内閣府が支援する「輝く女性の活躍を加速するリーダーの会<sup>※</sup>」に令和7年7月から坂出市長が参加し、「だれもが輝き続ける まちづくり」を私の行動宣言として発表しました。

市民アンケート調査では、この5年間で女性の社会的な立場がよくなったと思う割合は6割程度となっており（P 61・図21参照）、社会的に活躍する女性、管理職や審議会委員への登用が増えてきたとの認識が広がっています（P 61・図22参照）。

政策・方針決定の場における女性の参画を進めていくため、今後は性別にとらわれず、一人ひとりが参画する場や機会を増やすとともに、市が率先して、女性自身の参画意欲を高め、性差のない登用を進めていくことが必要です。また、知識不足や経験不足への不安を解消し、政策・方針決定過程への女性の参画を拡充していくために、女性リーダー育成の支援および女性リーダー研修などの情報提供を一層進める必要があります。

※令和8年3月1日より女性リーダーも参加しやすい会として「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」から「輝く女性の活躍を加速するリーダーの会」に名称が変更されました。

〈アンケート自由記述より〉（市民）

- ・男性・女性と区別せず、能力のある者が能力を発揮して社会を作れるようにしないといけないと思う。
- ・女性にとって今までより有利になることを考えるのではなく、男女平等になるための推進活動をしてほしい。

審議会等の女性委員の登用状況（令和7年4月1日現在）

市名		地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況（広域除く）					地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況				
		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比
坂出市	R7	32	29	360	93	25.8%	6	5	43	6	14.0%
	R2	30	23	348	66	19.0%	6	4	62	6	9.7%
高松市		64	62	835	328	39.3%	6	5	47	12	25.5%
丸亀市		49	48	594	262	44.1%	6	6	35	12	34.3%
善通寺市		30	29	248	71	28.6%	6	4	35	6	17.1%
観音寺市		51	39	617	149	24.1%	6	4	37	4	10.8%
さぬき市		26	24	295	98	33.2%	5	3	61	11	18.0%
東かがわ市		31	29	334	116	34.7%	5	3	31	5	16.1%
三豊市		38	34	667	199	29.8%	6	4	40	5	12.5%
市町計		469	420	5,720	1,731	30.3%	91	58	615	100	16.3%

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和7年度）」

女性公務員の管理職登用状況（令和7年4月1日現在）

市名		管理職の在職状況					
		管理職総数	うち女性管理職数	女性比	うち一般行政職		
					管理職総数	うち女性管理職数	女性比
坂出市	R7	86	15	17.4%	44	10	22.7%
	R2	86	9	10.5%	44	5	11.4%
高松市		224	36	16.1%	133	18	13.5%
丸亀市		62	12	19.4%	48	12	25.0%
善通寺市		44	11	25.0%	32	4	12.5%
観音寺市		46	14	30.4%	43	5	11.6%
さぬき市		75	23	30.7%	43	6	14.0%
東かがわ市		30	10	33.3%	26	7	26.9%
三豊市		54	11	20.4%	52	9	17.3%
市町計		776	158	20.4%	556	93	16.7%

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和7年度）」

## 重点取組

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、本市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大および管理職等への積極的な登用に取り組めます。

また、地域で活躍が期待できる新たな人材を対象に、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、あらゆる分野への女性の参画意識の高揚を図ります。

### (1) 行政機関等における女性の参画促進

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	・女性職員に対する人材育成や女性職員の参画意識の向上のための研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加を推進します。【継続】	人権課 職員課
女性の活躍推進	・各種審議会等における女性登用率の向上に努め、女性委員のいない審議会等の解消をめざします。【継続】	人権課 関係各課
	・「輝く女性の活躍を加速するリーダーの会」への市長の参加を契機に、女性活躍に関する施策を推進します。【新規】	
	・女性職員の管理職等への登用などをおし、女性の活躍を推進します。【継続】	職員課

### (2) 企業・団体等における女性の参画促進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、性別にとらわれない採用、配置、昇進等に関する広報・啓発活動に取り組めます。【継続】	人権課 産業観光課
	・職場における男女共同参画に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	
	・商工会議所や関係機関との連携を図りながら、事業者や労働者との接点の拡大をめざします。【継続】	産業観光課

項目	具体的施策	担当課
教育・学習の充実	・人権学習支援事業を通じ、職場における男女共同参画に関する学習支援の充実を推進します。【継続】	人権課
情報収集・提供	・「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	人権課

### (3) 人材の育成と人材の情報提供

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、女性の人材育成に関する広報・啓発活動に取り組みます。【継続】	人権課
	・女性が参画しやすい職場環境整備の促進のため、人権学習支援事業を実施します。【継続】	
	・議会だよりや議会報告会を通じ、市政への女性の参画意識の高揚を図ります。【見直し】	議会事務局
	・女性リーダーの育成や女性登用促進に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	人権課 関係各課
女性の活躍推進	・女性リーダーの育成や人材情報の収集・活用に取り組みます。【継続】	人権課 関係各課

### 評価指標

項目	実績値		目標値	
	R1	R6	前期計画(R7)	後期計画(R12)
審議会等における女性委員の割合	19.0% (66/348)	25.8% (93/360)	30%	35%
女性委員がない審議会数	7	3	0	0
市の課長級以上※の職員における女性職員の割合	31.4% (係長級以上) 9.3% (課長級以上)	35.5% (係長級以上) 12.9% (課長級以上)	33% (係長級以上)	25% (課長級以上)

※前期計画では「係長級以上」を指標としていたが、後期計画より「課長級以上」に変更。

## 重点目標4 国際交流・協調の促進

### 現状・課題

少子高齢化や単身世帯の増加により、ライフスタイルのあり方に対する価値観は時代とともに変化しており、働き方改革やダイバーシティの浸透でその傾向はより顕著となっています。

また、グローバル化が進展するなか、SDGsを踏まえた持続可能な社会を構築するためには、人種、国籍や障がいの有無などの外見的な違いだけでなく、価値観、ライフスタイル等の一人ひとりの内面的な違いを理解し、尊重することが重要となります。

本市では、地域の国際化および多文化共生社会の実現をめざすなか、姉妹都市アメリカ・サウサリート市との交流や地域国際化のための講座、外国人住民支援事業等を行ってきました。

今後も、増え続ける外国人住民のため、多文化共生の視点を踏まえ、すべての人が多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができるよう施策の推進に努める必要があります。

### 重点取組

多文化を理解し、共生する心を育てるため、男女平等に関する諸外国の状況等について情報収集および提供を行うとともに、講座の開催等、学習機会の提供に努めます。

#### (1) 国際交流と国際理解の促進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・国際交流と国際理解に関する講座等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	秘書広報課
教育・学習の充実	・外国語活動等を通じ、学校等における国際理解を推進します。【継続】 ・日本語指導に関する教員を配置します。【新規】	学校教育課
情報収集・提供	・男女共同参画に関する国際的動向等の情報収集・提供を図ります。【継続】	人権課 秘書広報課
	・生成AIを活用し、多言語での情報発信に取り組みます。【新規】	秘書広報課
国際交流事業の促進	・姉妹都市交流を促進するとともに、市民等の国際交流活動の支援に取り組みます。【継続】	秘書広報課

評価指標

項目	実績値		目標値	
	R1	R6	前期計画(R7)	後期計画(R12)
国際理解講座等への参加人数	327 人	238 人	350 人	300 人
国際交流協会 会員数	650 人	587 人	680 人	600 人



## 基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らすことができる地域づくり

### 重点目標1 あらゆる暴力の根絶

#### 現状・課題

DVは被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。また、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲が気づかないうちに、被害が深刻化する可能性があります。被害が深刻化していく実態には、被害者自身が羞恥心を抱いたり、暴力の原因は自分にあると思いきりして、誰にも相談せずに孤立してしまうことがあります。

市民アンケート調査では、配偶者やパートナーに暴力を受けた経験について、身体的暴力を受けた経験がある女性は14.0%、したことがある男性は7.6%となっており（P61・図23参照）、相談しなかった理由について、女性で「相談しても無駄だと思ったから」が一番多く、次いで「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が高くなっています（P62・図24参照）。また、配偶者やパートナーから暴力を受けた経験がある男性も一定の割合でいます（P61・図23参照）。

ハラスメントの経験については、「されたことがある」割合がセクシュアルハラスメントでは16.2%、パワーハラスメントでは33.4%、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、ケアハラスメントではそれぞれ1割未満となっています。「されたことがある」割合はいずれのハラスメントについても「したことがある」割合より「されたことがある」割合の方が高くなっており、加害者がハラスメントをしている自覚が薄いことが伺えます（P62・図25参照）。

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、暴力を許さない気運を高めるとともに、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の推進に努める必要があります。

また、近年のインターネット上の誹謗中傷やプライバシーの侵害等の問題に対応するため、本市では令和6年10月に「坂出市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例」を制定しました。市民がインターネット上の誹謗中傷等の被害者にも行為者にもならないよう各種施策に取り組むとともに、だれもが安心して住み続けられる社会の実現をめざすことが求められています。

〈アンケート自由記述より〉（市民）

・職場内のパワハラ等、“相談しても一緒、何も変わらない”という理由でこれまで働いてきました。これからの社会は全てにおいて“何でも、自由に相談できる所”が必要だと思います。“相談できる所”を市民が皆知っていると安心して暮らせると思います。

### 重点取組

ジェンダーに基づく暴力は、人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、実態に即した相談やメディアにおける広報・啓発活動を行います。

また、職場や教育現場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、さらにはマタニティハラスメントおよびカスタマーハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、企業や市民に対する啓発活動を進め、児童・高齢者・障がい者虐待の防止に関する相談支援体制の充実に努めます。

今後、これまでもましてDVおよびあらゆるハラスメントの根絶に向けて取り組み、だれもが安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

## (1) 暴力を許さない意識と環境づくり

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、あらゆる暴力の根絶に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】</li> <li>・「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」、「児童虐待防止推進月間(11月)」、「人権週間(12月4日～10日)」の普及を図ります。【継続】</li> </ul>	人権課 関係各課
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる暴力の根絶に関するアンケート調査を定期的実施し、実態把握に努めるとともに、分析結果等を公表します。【継続】</li> </ul>	人権課 関係各課

## (2) 配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護・支援

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、DV防止に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】</li> <li>・DV防止に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】</li> </ul>	人権課 こども課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV防止法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】</li> </ul>	こども課 関係各課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】</li> <li>・公的機関、民間団体等との連携強化を図り、被害者の早期発見と適正保護、自立支援につながる支援体制づくりを図ります。【継続】</li> </ul>	人権課 こども課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悩みやストレスを抱えたとき、気軽に相談できる「こころの健康相談」を実施します。【新規】</li> </ul>	けんこう課

### (3) さまざまなハラスメントの防止

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、さまざまなハラスメント防止およびストーカー対策、性犯罪対策に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】	人権課 関係各課
	・さまざまなハラスメント防止に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	人権課 職員課
	・教育現場におけるさまざまなハラスメント防止のための研修会を実施します。【継続】	学校教育課
教育・学習の充実	・人権学習支援事業を通じ、さまざまなハラスメント防止およびストーカー対策、性犯罪対策に関する学習支援の充実に取り組みます。【継続】	人権課
	・香川県市町職員研修センター等が実施する研修会等へ管理職等の積極的な参加促進を図ります。【継続】	職員課
情報収集・提供	・「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	人権課 関係各課
相談・支援体制の充実	・さまざまなハラスメント防止およびストーカー対策、性犯罪対策に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】	人権課 職員課 関係各課

### (4) 児童虐待の防止

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、児童虐待の防止に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】 ・「児童虐待防止推進月間（11月）」の普及に努めるとともに、坂出市要保護児童対策地域協議会と連携し、月間に合わせてオレンジリボンキャンペーンを実施します。【継続】	人権課 こども課

項目	具体的施策	担当課
情報収集・提供	・「児童虐待防止法」、「児童買春・児童ポルノ禁止法」、「香川県青少年保護育成条例」、「児童福祉法」、「いじめ防止対策推進法」、「青少年インターネット環境整備法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	人権課 こども課 学校教育課
相談・支援体制の充実	・児童虐待の防止に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を図ることで、被害者の早期発見と適正保護につながる体制づくりを推進します。【継続】	人権課 こども課 学校教育課
	・児童虐待の通報、相談について警察と協定を締結し、重篤な児童虐待につながらないように早期発見・早期対応に取り組みます。【継続】	こども課

#### (5) 高齢者虐待の防止

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】	人権課 かいご課
情報収集・提供	・「高齢者虐待防止法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	人権課 かいご課
相談・支援体制の充実	・高齢者虐待防止、権利擁護に関する相談・支援体制の充実や関係機関との情報共有および連携強化を推進します。【拡充】 ・公的機関、民間団体等との連携強化を図り、被害者の早期発見と適正保護につながる体制づくりを推進します。【拡充】	人権課 かいご課

## (6) 障がい者虐待の防止

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、障がい者の虐待防止に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】	人権課 ふくし課
情報収集・提供	・「障害者虐待防止法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	人権課 ふくし課
相談・支援体制の充実	・障がい者の虐待防止、権利擁護に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】 ・公的機関、民間団体等との連携強化を図り、被害者の早期発見と適正保護につながる体制づくりを推進します。【継続】	人権課 ふくし課

## (7) メディアにおける人権の尊重

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・男女共同参画の視点に配慮した市広報誌・ホームページの作成や、男女差別を助長する不適切な表現防止に留意した内容の点検や適正化を図ります。【継続】	秘書広報課 人権課 関係各課
	・「坂出市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例」の普及・啓発を推進します。【新規】	人権課
教育・学習の充実	・学校におけるメディア・リテラシー教育を推進します。【継続】 ・フィルタリングソフト、システムの活用などによる有害環境浄化活動を推進します。【継続】	学校教育課 人権課
相談・支援体制の充実	・インターネット上の誹謗中傷等に関して、弁護士による法律相談を実施し、相談体制の充実を図ります。【新規】	人権課

## 重点目標2 生涯にわたる健康支援

### 現状・課題

性別にかかわらずお互いの人権を尊重し、健康でいきいきと暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために重要な要件となります。

特に女性は妊娠・出産を担う性を有するため、心身の状態が年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点が特に重要となります。健康の社会的決定要因とその影響は男女で異なるため、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要です。

本市では「坂出市健康増進計画・坂出市食育推進計画・坂出市自殺対策計画」を策定し、関係各課との連携のもと、ライフステージや性別に応じた健康管理の啓発と健康づくり支援を行っています。

人生100年時代を見据え、さらなる活躍や健康寿命の延伸のために、健康課題について正しい知識を持ち、それぞれのライフステージに応じた心身の健康づくりに取り組むことが必要です。

### 重点取組

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、健康づくりに生涯取り組めるよう、ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実に努めます。とりわけ、女性においては妊娠・出産や女性特有の病気等の、男性とは異なる健康上の問題に留意した取組を行います。また、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」について、関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行うほか、中高年男性など働き盛りの世代を始めとした心身の健康づくりを支援します。

#### (1) 生涯にわたる健康づくりへの支援

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職場における母子保健に関する啓発の推進を図り、女性の健康に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】</li><li>・ 男性の健康管理やメンタルヘルスに関する啓発の推進を図り、男性の健康に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】</li></ul>	けんこう課 かいご課 職員課

項目	具体的施策	担当課
予防対策・保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性および男性特有の病気に関する検診等、予防対策事業を推進します。【継続】</li> <li>・妊婦一般健康診査、ハイリスク妊産婦訪問、未熟児訪問等の妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない保健指導・支援の充実を図ります。【継続】</li> </ul>	けんこう課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康に関する情報収集・提供を図ります。【継続】</li> </ul>	けんこう課 職員課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代の総合相談窓口として子育て世代包括支援センターを設置し、マタニティブルーや育児不安などのメンタルヘルスケアに関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】</li> <li>・過労死や自殺等予防のためのメンタルヘルスケア等に関する相談・支援体制の充実を図ります。【継続】</li> <li>・自殺対策計画の策定により、関係機関との連携と協働の仕組みを構築します。【継続】</li> </ul>	けんこう課 職員課

## (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の確立

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発の推進を図るとともに、性感染症予防に関する正しい知識の普及・啓発を推進します。【継続】</li> <li>・人権学習支援事業の実施等、性的少数者（LGBT等）の人権啓発を推進します。【継続】</li> <li>・「坂出市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の普及・啓発を推進します。【新規】（再掲）</li> </ul>	けんこう課 人権課
教育・学習の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等における発達段階に応じた生命や性に関する教育の充実を図ります。【継続】</li> </ul>	学校教育課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・坂出市幸せはこぶコウノトリ応援事業（生殖補助医療費助成事業）など、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する法令制度の情報収集・提供を図ります。【新規】</li> </ul>	けんこう課

項目	具体的施策	担当課
相談・支援体制の充実	・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】	けんこう課 人権課
	・市内文化センターにおいて性的マイノリティ当事者やその家族と地域住民との交流事業である「にじまちカフェ～縁～」を開催します。【新規】	人権課

### (3) 健康を脅かす問題についての対策と推進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、薬物乱用や喫煙、飲酒等健康を脅かす問題に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】	けんこう課 関係各課
	・食生活改善推進員等の地域に根差した健康づくりの指導者の育成、組織の充実を図るため、推進員養成講座やレベルアップ教室等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	けんこう課
生活習慣病予防対策	・各種健康診査の充実および受診率の向上に努め、がんや糖尿病等の生活習慣病予防対策の充実を図ります。【継続】	けんこう課
健康づくりの推進	・食育やスポーツ・レクリエーション活動の充実に努め、健康づくりを推進します。【継続】	けんこう課 かいご課 生涯学習課
	・ラジオ体操広場・ミニ広場の拡充およびラジオ体操人口の拡大を図ります。【継続】	生涯学習課
	・学校等における健康づくりや健康教育、薬物乱用防止および喫煙、飲酒などによる健康被害の防止に関する研修会や講演会を開催するなど、教育の充実を図ります。【継続】	学校教育課
	・はつらつ教室やコグニサイズ等の介護予防教室およびオリジナル体操「ころばんで体操」の普及を通じ、高齢者の健康づくりや介護予防を推進します。【継続】	かいご課

項目	具体的施策	担当課
情報収集・提供	・健康づくりや薬物乱用防止および喫煙、飲酒などによる健康被害の防止に関する情報収集・提供を図ります。【継続】	けんこう課 関係各課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりや薬物乱用防止および喫煙、飲酒などによる健康被害の防止に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】</li> <li>・こころの健康相談、ゲートキーパー養成講座を開催します。【新規】</li> <li>・自殺対策計画の策定により、関係機関との連携と協働の仕組を構築します。【継続】(再掲)</li> </ul>	けんこう課

### 評価指標

項目	実績値		目標値	
	R1	R6	前期計画(R7)	後期計画(R12)
特定健康診査受診率	37.2%	40.3% (暫定値)	60%	60%

## 重点目標3 困難を抱える人びとへの支援

### 現状・課題

女性は結婚や出産、育児等によりキャリアに影響を受けやすく、また、家計補助的な非正規雇用を特徴とする働き方や離婚等により、生活上の困難に陥ることも少なくありません。また、女性は男性に比べ子育て・介護の負担の偏りが多いことなど、複合的な困難を抱えている場合もあり、さまざまな困難な状況に置かれている人びとが安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が必要となっています。このように、暮らしの支援ニーズが複雑化・複合化し、日常生活や地域生活を営むことが困難な人が増加していることから、令和2年に社会福祉法が改正され、重層的な支援整備体制が市町村の地域福祉計画に位置付けられました。さらに、困難女性支援法においても、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、予期せぬ妊娠、DVや虐待、孤立・孤独など、日常生活や社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性については、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性的マイノリティを含め、法による支援の対象者とされており、ここでも重層的・包括的な支援が求められています。

市民アンケートでは、困難な問題を抱える女性が支援につながりやすい体制をつくるために、居場所づくりや関係機関の連携強化、相談窓口の拡充などが求められています（P63・図26参照）。

さまざまな困難を抱えた人びとが、地域で安定、安心した生活を送れるようにするためには、雇用の安定や安心できる生活環境の確保、重層的・包括的な支援体制の構築、自立生活の支援とともに、生きがいつくりや社会的孤立の解消を含めた総合的かつきめ細かな支援を進める必要があります。

### 重点取組

高齢者や障がい者、経済的に不安定な家庭、外国人住民等が、社会を支える重要な一員として、安心して暮らすことのできる環境の整備に取り組むとともに、市民の理解を深めるために啓発等に取り組めます。

また、困難な状況におかれている人々に対し、相談窓口や情報提供の充実、自立支援の実施、地域の見守り活動を通じて、安心して暮らせる環境の整備に努めます。

#### (1) 高齢者の支援

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、介護予防等に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】	かいご課
	・「坂出市高齢者福祉計画および第9期介護保険事業計画(令和6年度～8年度)」や「介護の日(11月11日)」の普及を図ります。【継続】	かいご課 ふくし課

項目	具体的施策	担当課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護保険法」、「老人福祉法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】</li> </ul>	かいご課 ふくし課
介護・認知症予防等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はつらつ教室・コグニサイズ等の介護予防教室を通じ、介護予防事業を推進します。【継続】</li> <li>・「もの忘れ・けんしん」による早期対応と予防の周知に取り組みます。【継続】</li> <li>・認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応に向けた支援を推進します。【拡充】</li> </ul>	かいご課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座やステップアップ講座、認知症カフェ「さかいでオレンジかふえ」の開催、認知症地域支援推進員による活動、まいまいこ（はいかい）高齢者おかえり支援事業、認知症ケアパスの周知等を通じ、認知症を正しく理解し、支え合うことができる体制づくりを推進します。【継続】</li> <li>・チームオレンジ事業により、認知症のかたを含む地域での活動を推進します。【新規】</li> </ul>	かいご課
医療・介護サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護等の居宅サービスの充実に努めます。坂出市医師会在宅医療介護連携支援センターを中心とした切れ目のない医療・介護サービスの充実を推進します。【継続】</li> </ul>	かいご課
日常生活における支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター機能の充実や地域ケア会議の拡充を図るとともに、在宅医療と介護の連携や生活支援サービスの基盤整備を実施し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。【継続】</li> </ul>	かいご課 関係各課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅生活を支えることができるよう、訪問型サービス等の介護予防・日常生活支援総合事業、高齢者見守り支援事業（坂出ほつとふれんず）、生活支援体制整備事業等を推進するとともに、きんとキット・携帯カードの配布、緊急通報装置や119番登録制度の普及を図ります。【継続】</li> </ul>	かいご課 ふくし課 消防本部 (情報指令課)

項目	具体的施策	担当課
日常生活における支援	・老人クラブ活動の促進を通じ、地域住民による自主活動の充実を促進するとともに、生きがいづくりのための講演会等の開催や郷土文化等の継承活動の促進、シルバー人材センターの活動の充実とともに、高齢者の社会参画を促進します。【継続】	ふくし課 けんこう課
	・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進や住宅確保、交通安全啓発と高齢者運転免許証自主返納支援事業を通じ、高齢者が住み慣れた地域で生活するための環境づくりを推進します。【継続】	関係各課
相談・支援体制の充実	・高齢者の自立支援に関する相談・支援体制の充実や坂出市医師会在宅医療介護連携支援センターなど関係機関との連携を図るとともに、地域包括支援センターの機能を強化し、多様なニーズに応じたサービスの提供や支援ができるよう推進します。【継続】	かいご課 けんこう課 ふくし課

## (2) 障がい者の支援

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、障がいや障がい者に対する正しい理解の促進に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】	ふくし課 人権課
	・「坂出市障がい者福祉計画」（令和3年度～8年度）や「第7期障がい福祉計画」（令和6年度～8年度）、「障害者週間（12月3日～9日）」の普及を図ります。【継続】	ふくし課
情報収集・提供	・「障害者基本法」、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	ふくし課
障がい福祉サービス等の充実	・障がい福祉サービスの充実と質の向上を推進します。【継続】	ふくし課

項目	具体的施策	担当課
就労・日常生活における支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の就労促進と事業所の雇用促進に向けた啓発を推進します。【継続】</li> <li>・坂出市障がい者就労支援制度（資格取得費補助金、職場実習奨励金、就職支度金）等を活用し、総合的な雇用・就労支援施策を推進します。【継続】</li> <li>・坂出市障がい者就労体験事業、障がい者就労施設等の受注拡大に向けた優先調達等を通じ、福祉的就労の支援を推進します。【継続】</li> <li>・障がい者に対するボランティア活動を促進するとともに、障がい者の交流やふれあう機会の充実を図ります。【継続】</li> </ul>	ふくし課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚や発話の障がいにより音声による119番通報が困難なかたに対し、Net119緊急通報システムを導入します。【継続】</li> </ul>	消防本部 (情報指令課)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進や住宅確保を通じ、障がい者が住み慣れた地域で生活するための社会的障壁の除去や環境づくりを推進します。【継続】</li> </ul>	関係各課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の自立支援に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携強化を図ります。【継続】</li> </ul>	ふくし課 人権課

### (3) 経済的に不安定な家庭等の支援

項目	具体的施策	担当課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活困窮者自立支援法」、「子どもの貧困対策推進法」、ひとり親家庭等医療費助成制度や児童扶養手当、母子家庭等自立支援給付金事業など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】</li> </ul>	こども課 ふくし課 けんこう課
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業能力向上のための母子家庭等の自立支援給付金事業の利用促進や就労準備支援事業など経済的に不安定な家庭等の就労支援の充実を図ります。【継続】</li> </ul>	こども課 ふくし課

項目	具体的施策	担当課
子育て生活支援の充実	・各種手当・医療費助成の充実を図るとともに、子育て、生活支援の充実を図ります【継続】。	こども課 ふくし課 けんこう課
	・生活困窮者の多くは家計に関わる問題を抱えていることから、自ら家計の課題に気づき、自ら家計の管理ができるよう家計改善支援事業を実施します。【継続】	ふくし課
	・出産祝金の支給および保育所・幼稚園等の同時利用の子どもについて、第2子以降の無償化を実施し、経済的な負担を軽減します。【継続】 ・指定した店舗において、乳児紙おむつの購入費として利用することができる助成券を支給します。【継続】 ・養育費受け取りサポート事業やひとり親家庭子育て支援事業を実施し、ひとり親家庭を支援します。【新規】	こども課
相談・支援体制の充実	・経済的に不安定な家庭等の自立支援に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】	ふくし課
	・女性に関わるさまざまな悩みの相談に応じ、必要に応じて関係機関へつなぎます。【継続】	こども課
	・悩みやストレスを抱えたとき、気軽に相談できる「こころの健康相談」を実施します。【新規】（再掲）	けんこう課

#### (4) 外国人の支援

項目	具体的施策	担当課
情報収集・提供	・外国人のための生活防災ガイドブックを適宜修正し、多言語による生活関連情報や防災情報の収集・提供を図ります。【継続】	秘書広報課 危機管理課 市民課
教育・学習の充実	・日本語指導に関する教員を配置します。【新規】（再掲）	学校教育課
日常生活における自立支援	・国際交流ボランティア登録制度等を通じ、外国人の支援の充実を図ります。【継続】	秘書広報課 人権課 市民課

項目	具体的施策	担当課
日常生活における自立支援	・多言語コールセンターサービスを通じ、外国人からの119番通報に対応します。【継続】	消防本部 (情報指令課)
相談・支援体制の充実	・外国人の自立支援に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】	秘書広報課 人権課 市民課

### (5) さまざまな悩みを抱える人への支援

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	・「坂出市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の普及・啓発を推進します。【新規】(再掲)	人権課
教育環境整備の推進	・ブレザー型の標準服を市内3中学校で導入し、健康面・機能面・多様性に配慮した対応を推進します。【新規】(再掲)	学校教育課
相談・支援体制の充実	・校内教育支援センターおよび校外教育支援センター(コスモスの部屋)の設置をとおして、不登校傾向にある児童生徒への支援の充実を図ります。【新規】	学校教育課
	・市内文化センターにおいて性的マイノリティ当事者やその家族と地域住民との交流事業である「にじまちカフェ～縁～」を開催します。【新規】(再掲)	人権課
	・女性に関わるさまざまな悩みの相談に応じ、必要に応じて関係機関へつなぎます。【継続】(再掲)	こども課
	・悩みやストレスを抱えたとき、気軽に相談できる「こころの健康相談」を実施します。【新規】(再掲)	けんこう課

### 評価指標

項目	実績値		目標値	
	R1	R6	前期計画(R7)	後期計画(R12)
認知症サポーター養成講座受講者数	4,167人	5,010人	5,000人	6,000人 (累計・延)

## 重点目標4 男女共同参画の視点による防災対策の促進

### 現状・課題

近年の集中豪雨や台風は周囲に甚大な被害をもたらし、避難生活を余儀なくされる状況も出てきています。そうした災害発生時には、避難所のプライバシーを守ることが難しいとされる環境において、性暴力が起こらないような体制づくりや、女性用品や女性用の下着の配布方法など、男女のニーズの違いなどに配慮した災害対応を推進することが求められています。

市民アンケート調査では、防災・災害復興対策に男女共同参画の視点に配慮して取り組む必要があると思うものとして、「避難所の設備」「災害時の救援医療体制」「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」などをあげる割合が高くなっています（P 63・図27参照）。

本市では、職員有志による「さかいで131（ぼうさい）おとめ隊」を設置し、女性の視点からさまざまな課題を検討し、防災対策を推進してきました。

引き続き、防災分野において、防災に関する方針決定過程および防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女がともに自らの地域の防災を担う、備える活動への参画意欲を高揚させるために、だれもが参加できるきっかけづくり、参加しやすい活動などを検討していくことが必要です。

### 重点取組

今後も「さかいで131（ぼうさい）おとめ隊」の活動などをおして、性差によるニーズの違いや避難先での安全確保に対応するため、市職員や市民に向けての情報発信や防災意識の高揚を図っていきます。

また、防災に関する政策・方針決定過程および自主防災組織などの防災の現場における女性の参画を促進するとともに、要配慮者に対するきめ細かな防災体制の確立を推進します。

### (1) 防災分野における男女共同参画の推進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・ 自主防災組織等での女性を対象にした研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	危機管理課
	・ 防災に関する多様なニーズに対応できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進するとともに、防災計画等方針決定への女性の参画意識の高揚を図ります。【継続】	危機管理課 消防本部 (庶務課)
防災体制の整備	・ 男女のニーズに配慮した避難所の設営や救援物資の支給等、防災体制の整備を推進します。【継続】	危機管理課 消防本部 (庶務課)
	・ 避難所等におけるお知らせ絵カードを導入し、多言語による情報提供を積極的に図ります。【継続】	危機管理課
女性の活躍推進	・ 女性消防団員の増員のため、SNS等を活用し採用活動の強化を図るとともに、訓練や研修会等の活動の充実に取り組みます。【継続】	消防本部 (庶務課)
備蓄品の整備	・ 使い捨て哺乳瓶、液体ミルクなど災害時に不足するものや要配慮者向けの備蓄品の充実を図ります。【継続】	危機管理課

#### 評価指標

項目	実績値		目標値	
	R1	R6	前期計画(R7)	後期計画(R12)
女性消防団員数	26人	25人	30人	30人

### 1 推進体制の強化

本計画は、計画の基本理念である「だれもがともに輝き・認め合い・創るまち」の実現に向けて、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災等、市政の多岐にわたる領域で、市全体として男女共同参画の取組を進めていくものです。計画の推進においては、坂出市の男女共同参画の一層の推進を図るため、市内における連携体制の強化や、各関係機関の果たすべき役割を明確にするとともに、市民、事業所、地域団体との連携・協働のもと、実効性のある推進体制を構築していきます。

また、男女共同参画を推進する各事業の進捗状況や目標達成状況について、定期的な把握・分析と結果の公表による計画の適切な進行管理に努めるとともに、市内での男女共同参画に関する情報共有や周知を図ります。

### 2 市民との協働による推進

男女共同参画社会の実現に向け、市民や地域、学校、団体、事業所、行政等、市全体が一体となって進めていくものであることから、計画の推進においては、まず市民一人ひとりが男女共同参画に主体的に取り組むことの重要性を理解し、関心と理解を深め実践することが何よりも重要となってきます。

本計画は、各分野からの団体代表者や学識経験者、公募市民などで構成する「坂出市男女共同参画委員会」の意見や提案をもとに策定しており、その推進にあたっては、当委員会の意向を踏まえつつ、施策の展開に取り組むとともに、市民・行政との協働を推進するため、計画内容の周知、各種情報の提供および連携する部署や団体・企業間のネットワークづくりを促進するとともに、市民・事業所・地域団体等の多様な主体の積極的な参画を図ります。

また、今後、若年層の意見を反映させるためのワークショップの開催等も検討するなかで、より実効性のある計画の策定、さらには魅力のある施策へとつながるよう取り組んでいきます。

### 3 男女共同参画に関する情報の提供

計画の基本理念の実現に向けて、市広報誌やホームページ等の多様な情報媒体の活用、講演会等により、情報提供と周知・広報に努め、市全体としての男女共同参画の推進を図ります。

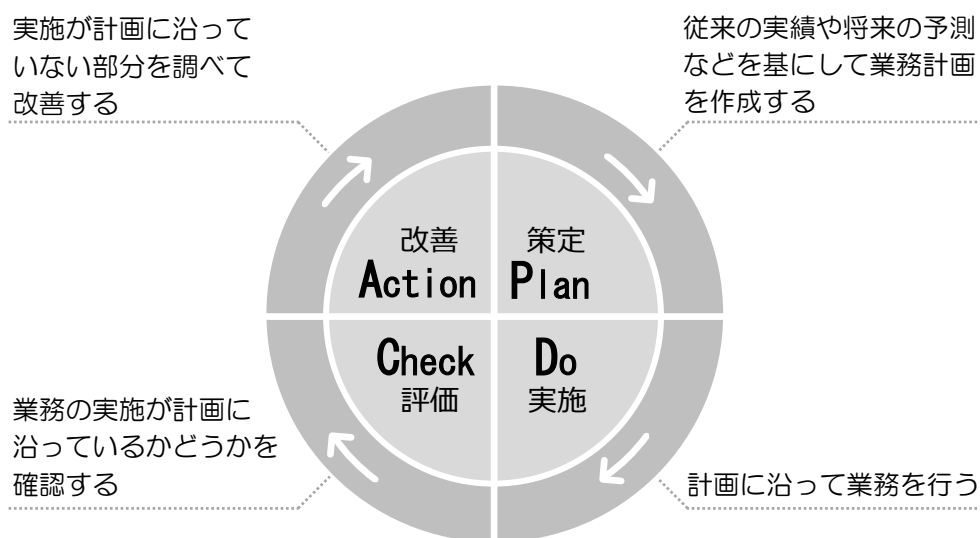
特に、就労分野における男女共同参画が進むよう、事業者に対して男女共同参画に関わる法令の普及・啓発活動、就労環境の確保・改善に向けた取組の情報提供により、企業との連携による男女共同参画を推進します。

### 4 施策の点検・評価

本計画を着実に推進し、各事業が効果的なものとなるよう、計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況について、PDCAサイクルを活用し、「坂出市男女共同参画委員会」において把握・点検し、本計画の進行管理を行い、その結果について公表します。

また、社会情勢や国・県の動向を的確に捉え、本計画の見直しを図り、本市の男女共同参画に関する諸施策に反映させ、施策の多角的・効率的な推進に取り組みます。

PDCAサイクルのイメージ



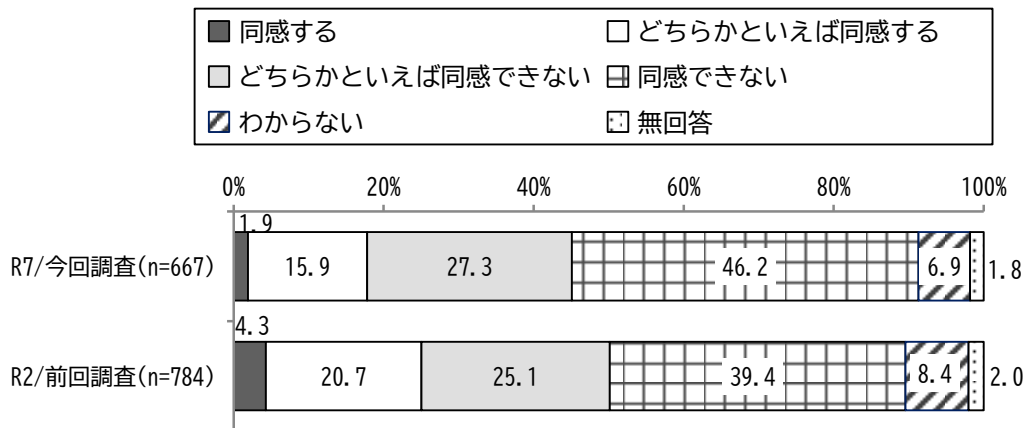
## 5 国・県・関係機関との連携

男女共同参画社会基本法は、地方公共団体に、男女共同参画社会の形成に関して、国の施策に準じた施策を実施することを求めています。このため、国や県および男女共同参画関係機関等との連携・協力、情報共有の体制の構築を図り、男女共同参画社会を形成するため、国や県、関係機関と連携を図りながら計画を推進します。

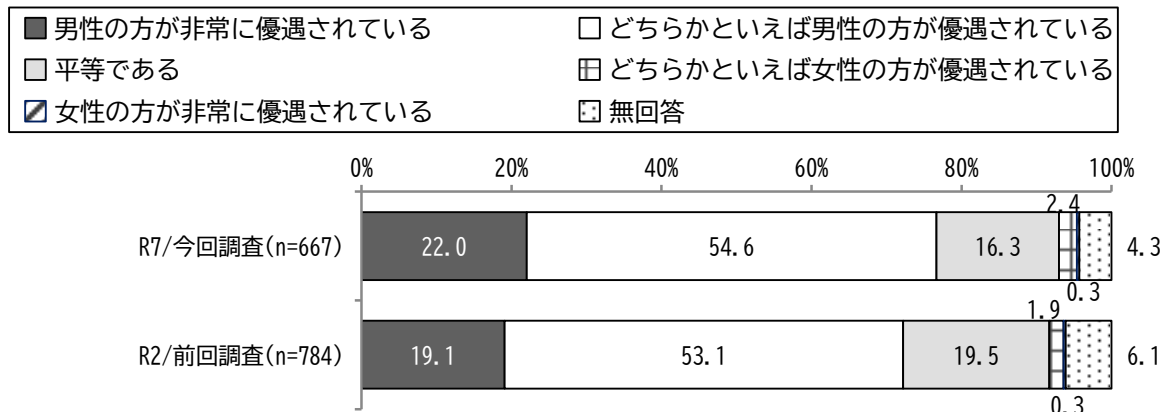
## アンケート調査結果の概要

### (1) 市民アンケート

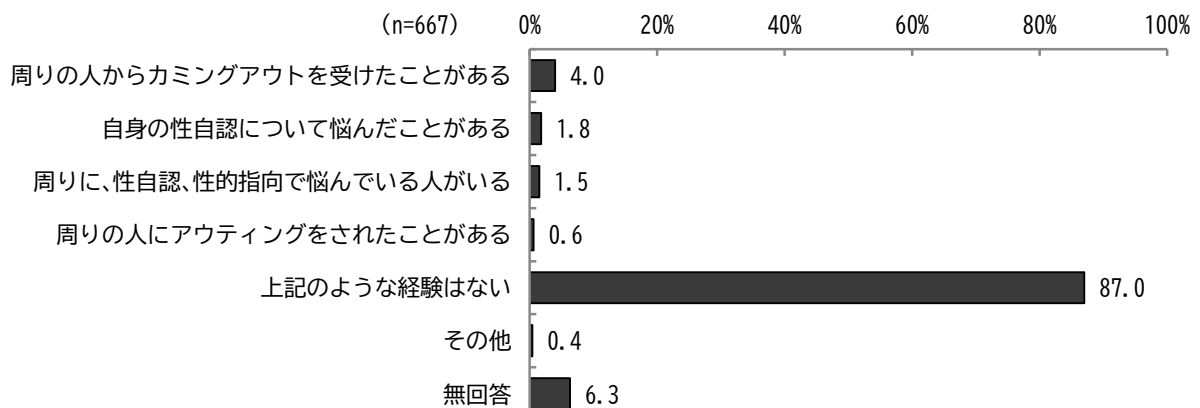
【図1】 ■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について 《全体・前回比較》



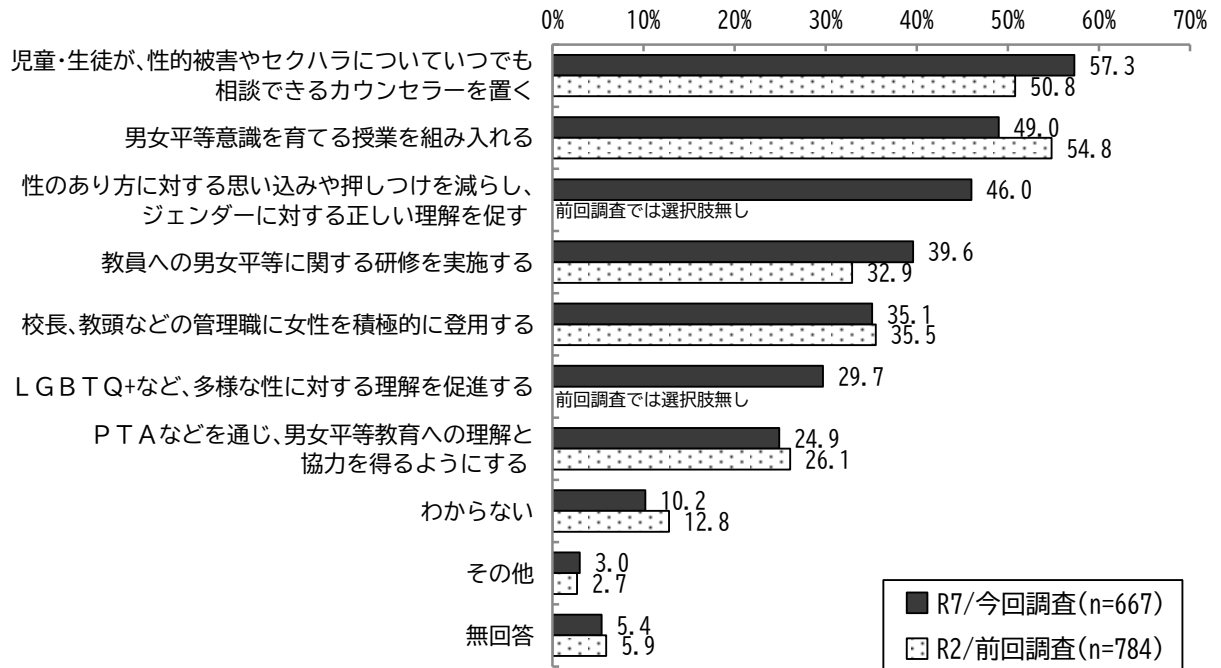
【図2】 ■ 男女の地位の平等性について（慣習・しきたり） 《全体・前回比較》



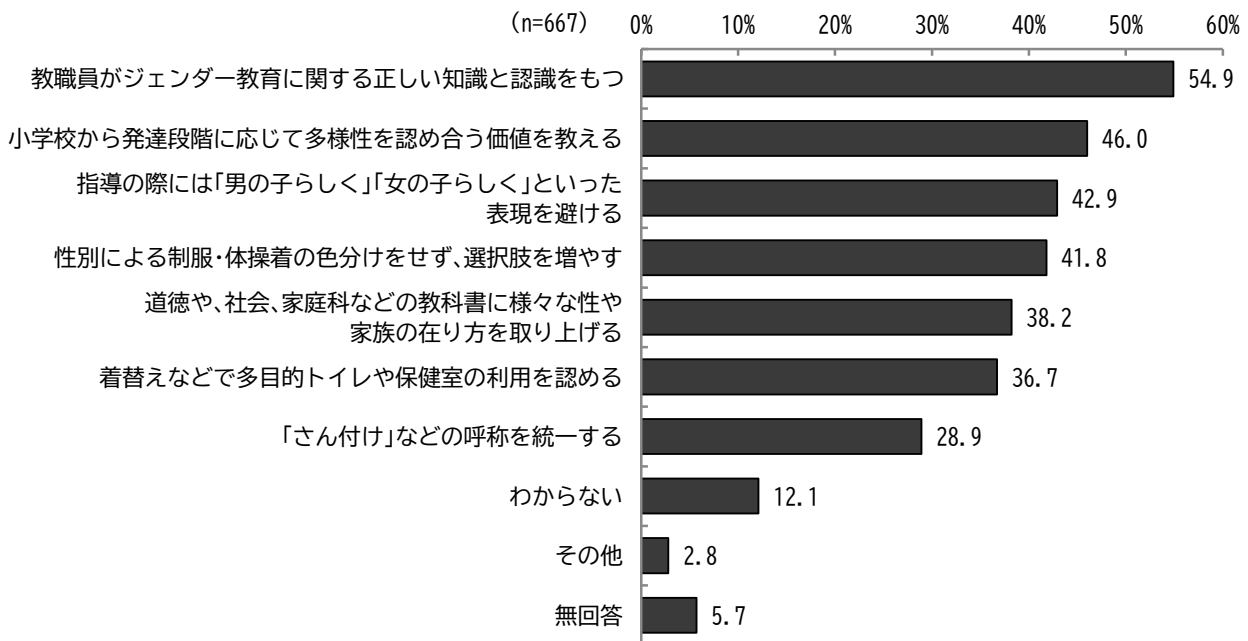
【図3】 ■ 性自認や性的指向で悩んだ経験の有無について 《全体》（複数回答）



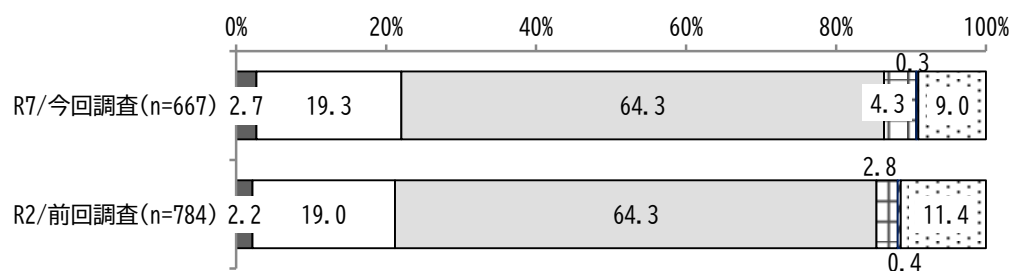
【図4】 ■学校で男女平等教育を進めるために取り組んで欲しいこと 《全体・前回比較》(複数回答)



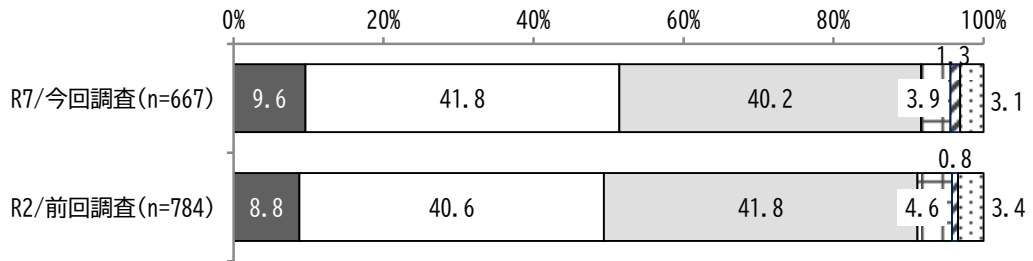
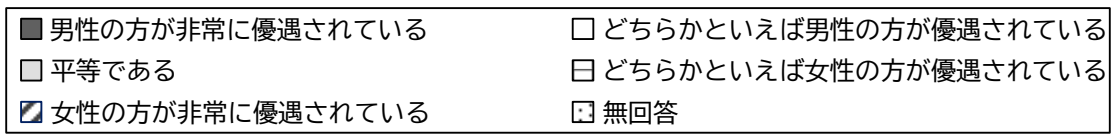
【図5】 ■学校におけるジェンダー教育や支援で重要だと思うことについて 《全体》(複数回答)



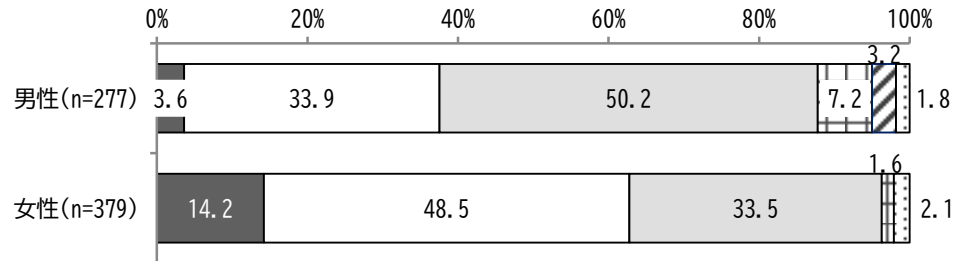
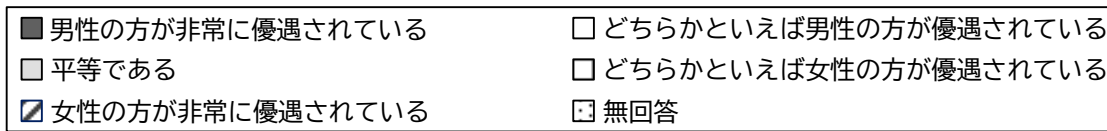
【図6】 ■男女の地位の平等性について(学校教育の場で) 《全体・前回比較》



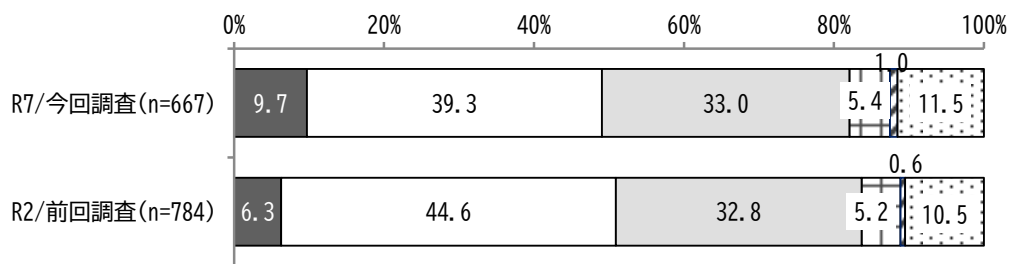
【図7】 ■男女の地位の平等性について（家庭生活で） 《全体・前回比較》



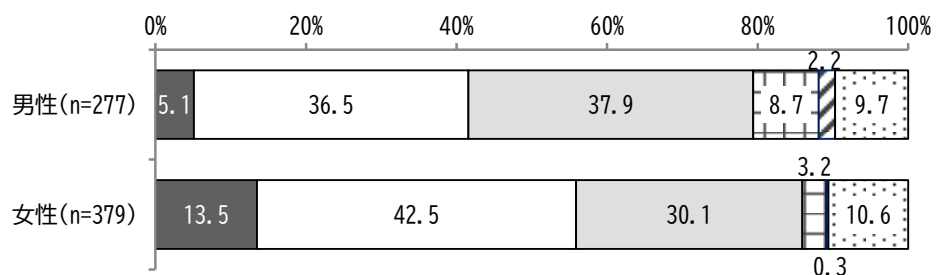
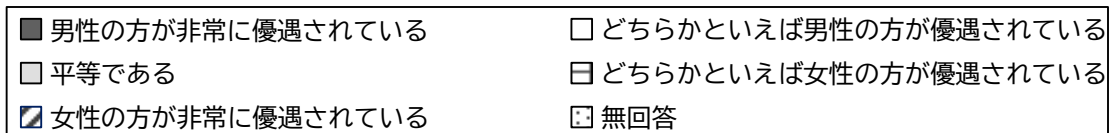
【図8】 ■男女の地位の平等性について（家庭生活で） 《性別》



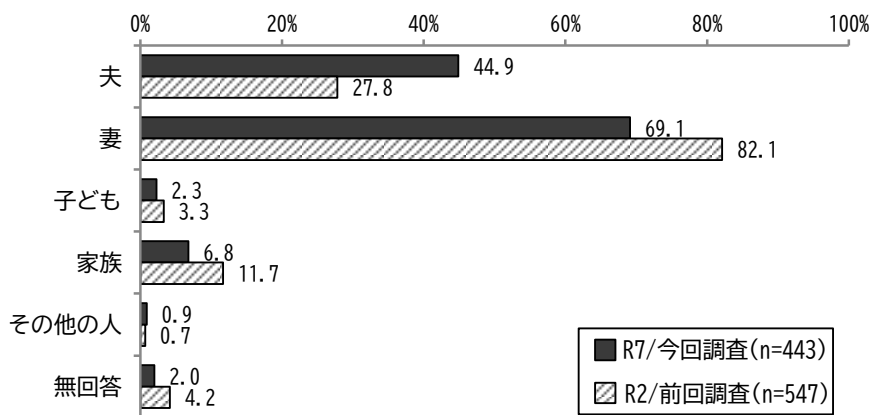
【図9】 ■男女の地位の平等性について（職場で） 《全体・前回比較》



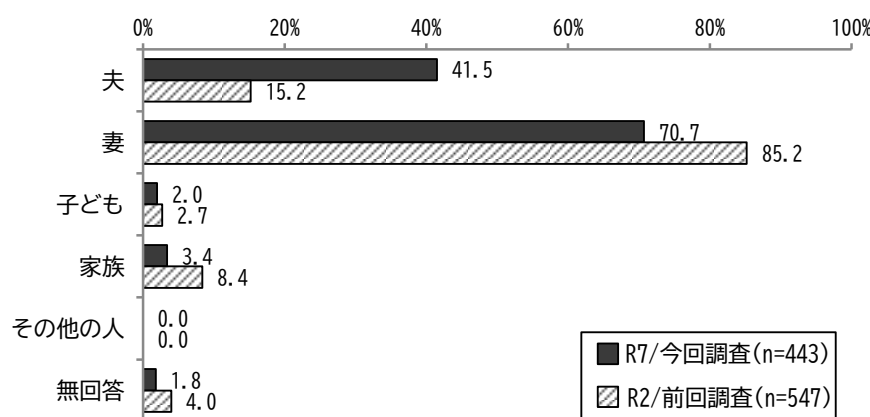
【図10】 ■男女の地位の平等性について（職場で） 《性別》



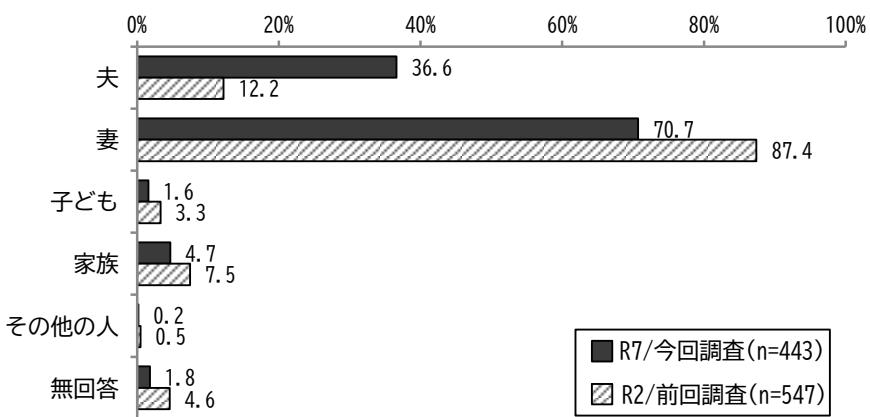
【図1 1】 ■日常的な家庭の仕事について（掃除） 《全体・前回比較》（複数回答）



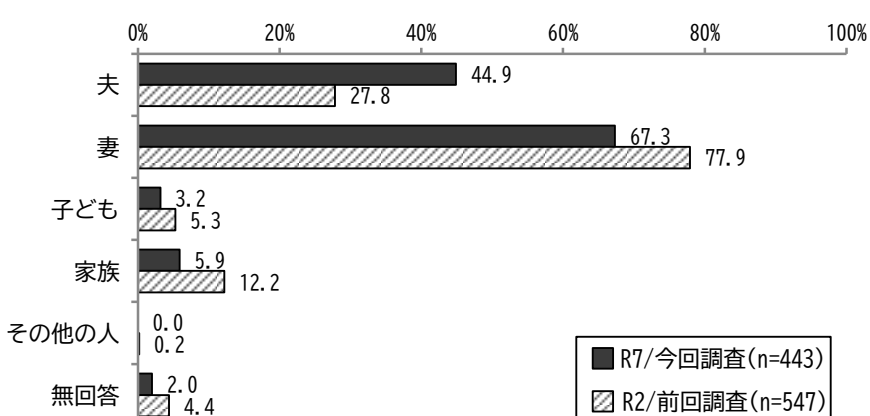
【図1 2】 ■日常的な家庭の仕事について（洗濯） 《全体・前回比較》（複数回答）



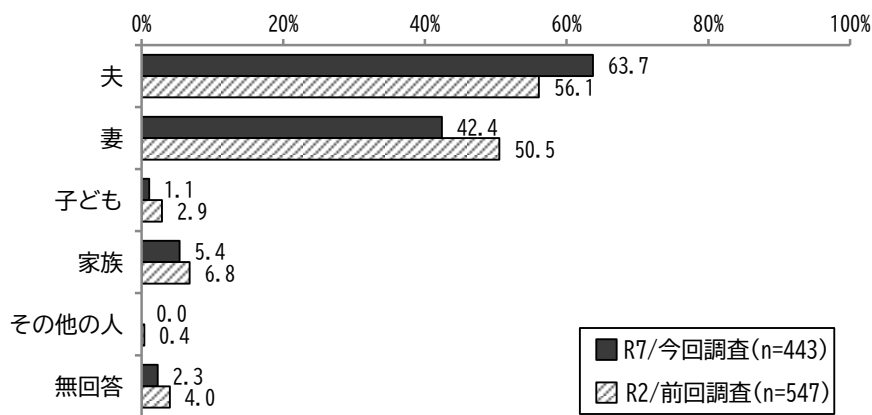
【図1 3】 ■日常的な家庭の仕事について（食事のしたく） 《全体・前回比較》（複数回答）



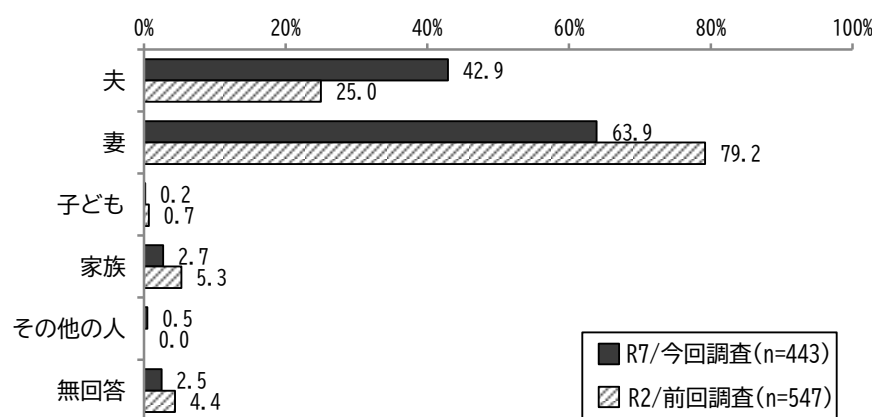
【図1 4】 ■日常的な家庭の仕事について（食事の後片付け） 《全体・前回比較》（複数回答）



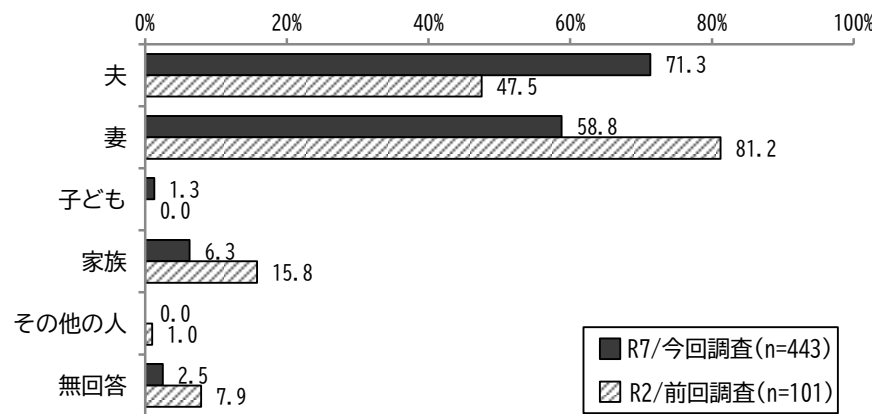
【図15】 ■日常的な家庭の仕事について（ごみ出し） 《全体・前回比較》（複数回答）



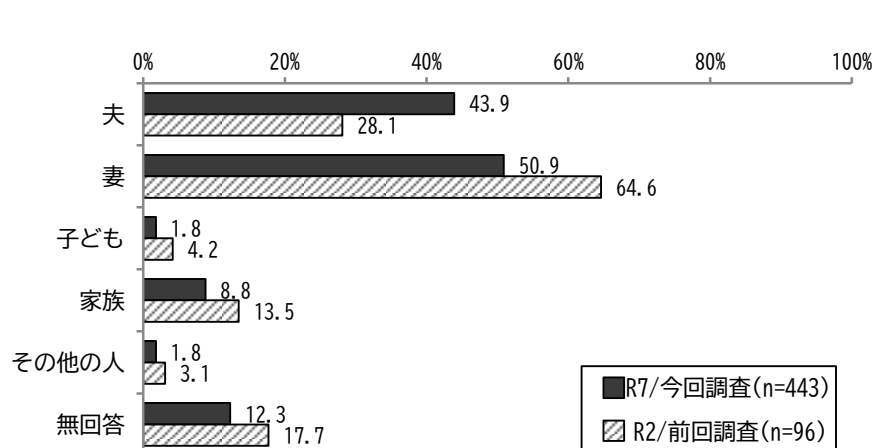
【図16】 ■日常的な家庭の仕事について（家計の管理） 《全体・前回比較》（複数回答）



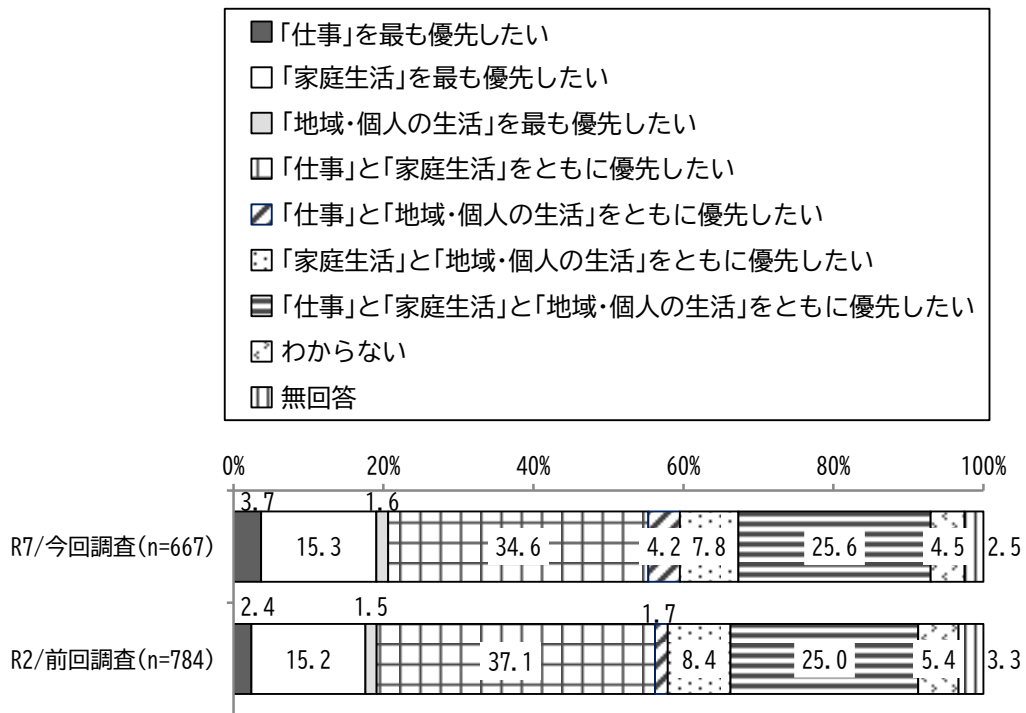
【図17】 ■日常的な家庭の仕事について（子どもの世話、しつけや教育）《全体・前回比較》（複数回答）



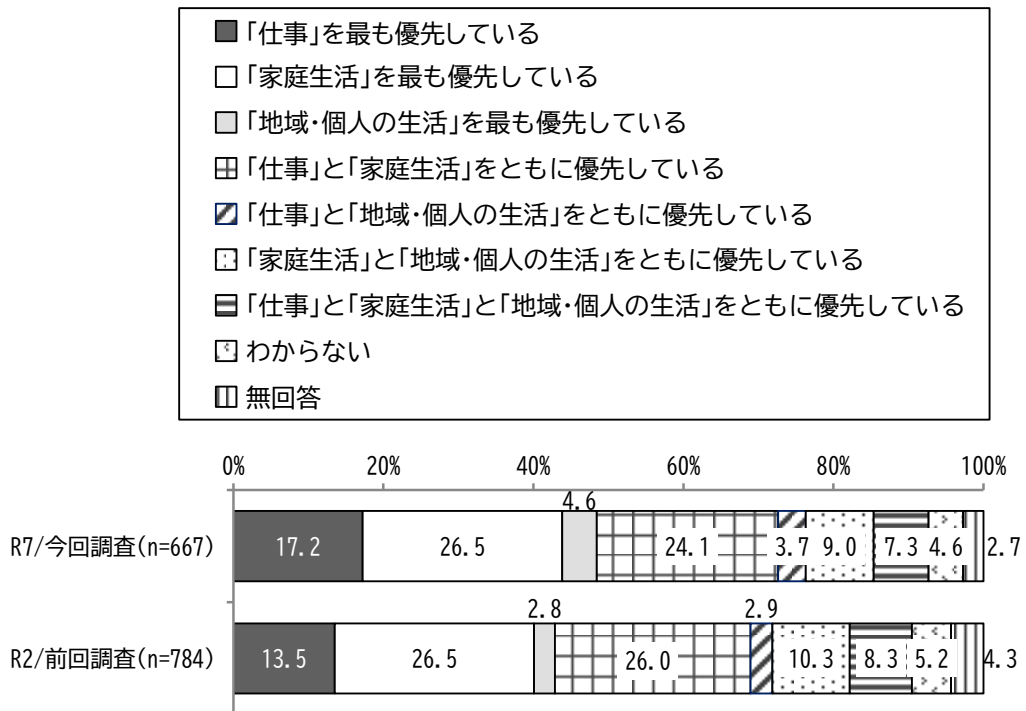
【図18】 ■日常的な家庭の仕事について（親の世話や介護） 《全体・前回比較》（複数回答）



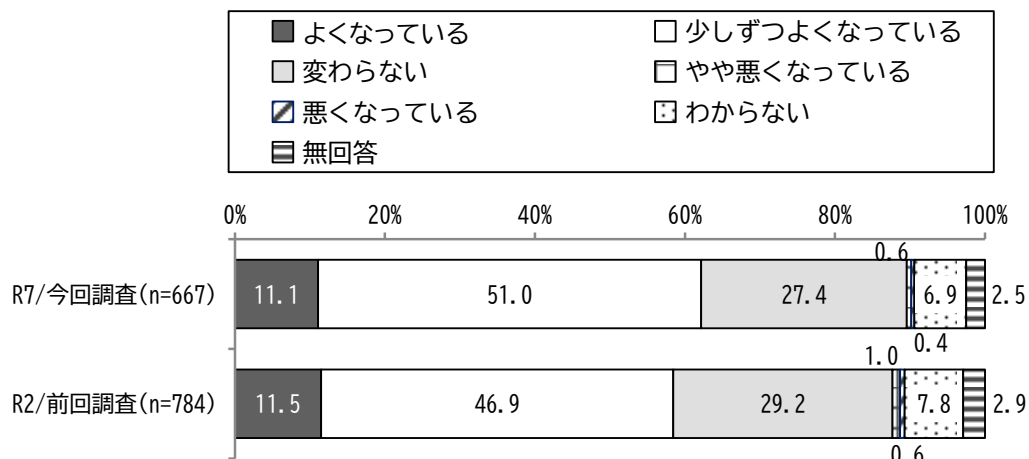
【図19】 ■ワーク・ライフ・バランスについて（理想） 《全体・前回比較》



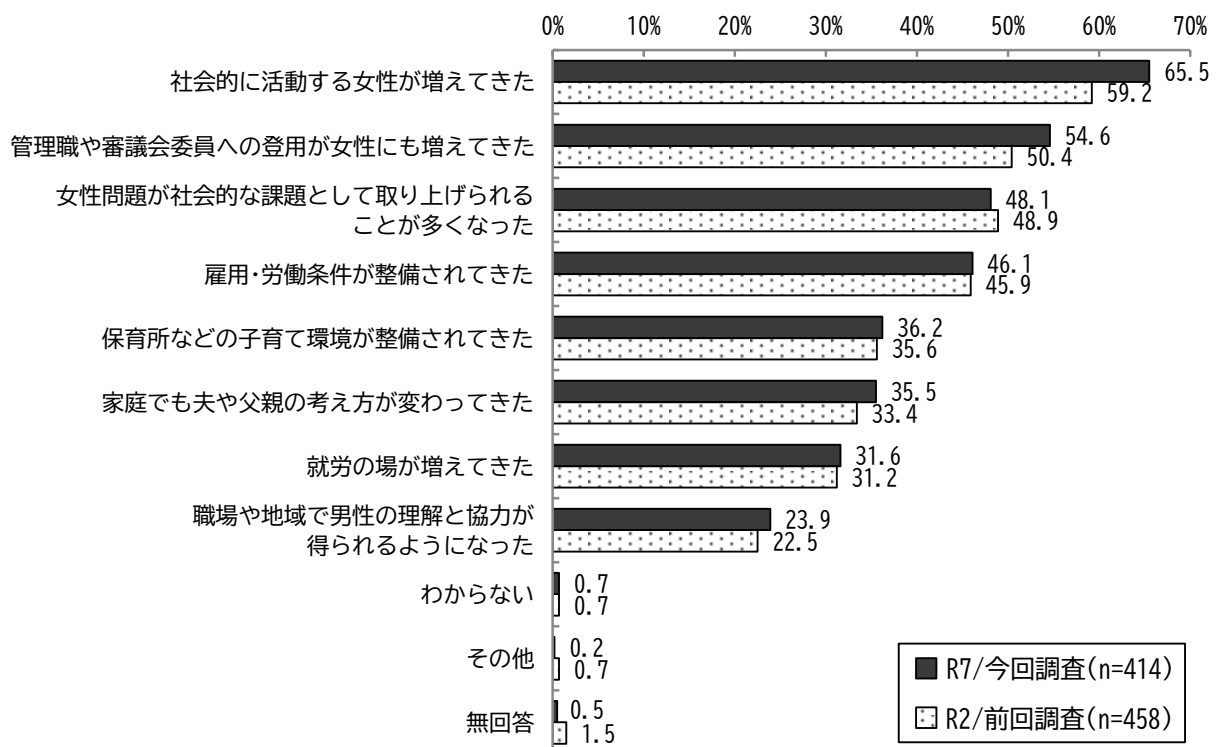
【図20】 ■ワーク・ライフ・バランスについて（現状） 《全体・前回比較》



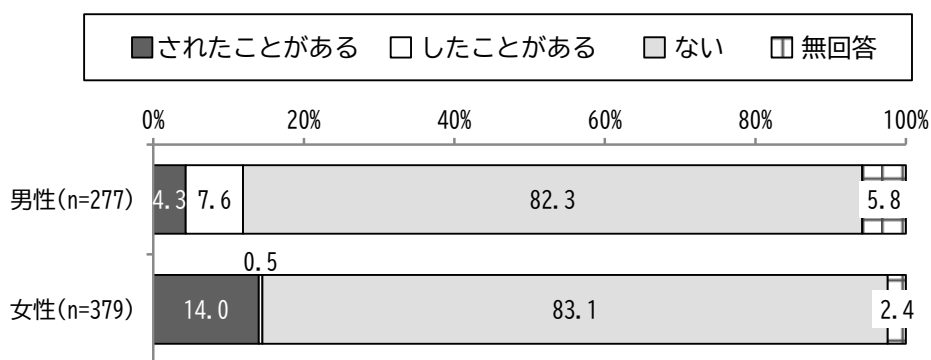
【図21】 ■女性の社会的立場がよくなったかどうかについて 《全体・前回比較》



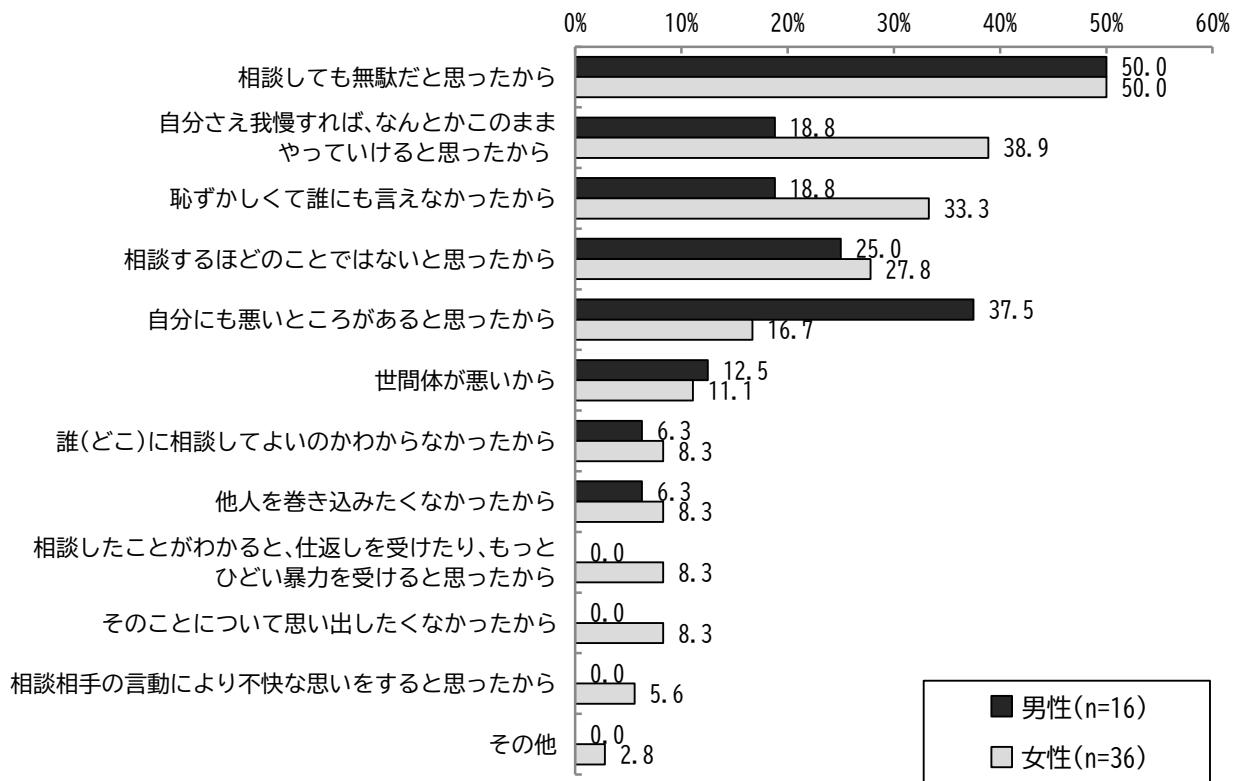
【図22】 ■女性の社会的立場でよくなったと思う点について 《全体・前回比較》(複数回答)



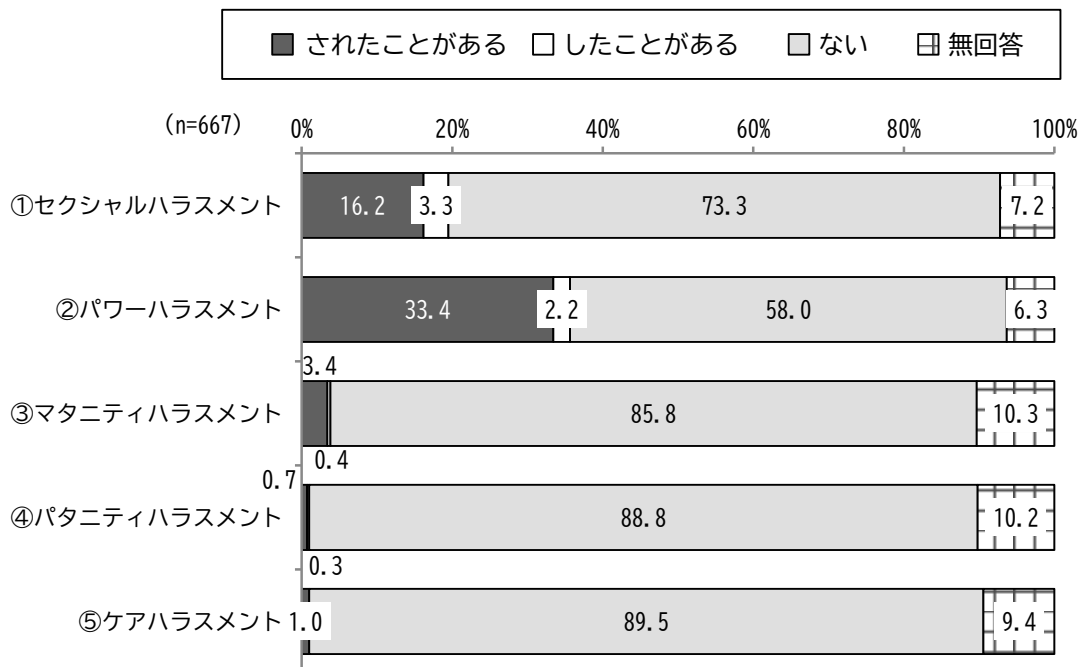
【図23】 ■配偶者やパートナーからの暴力について(身体的暴力) 《性別》



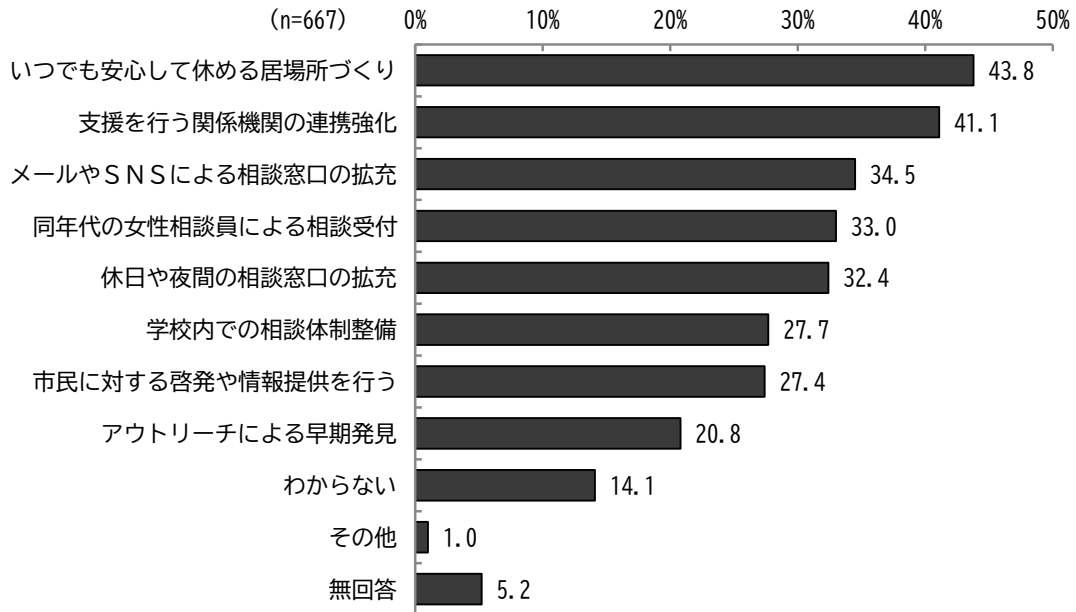
【図24】 ■暴力を誰（どこ）にも相談しなかった理由について 《性別》（複数回答）



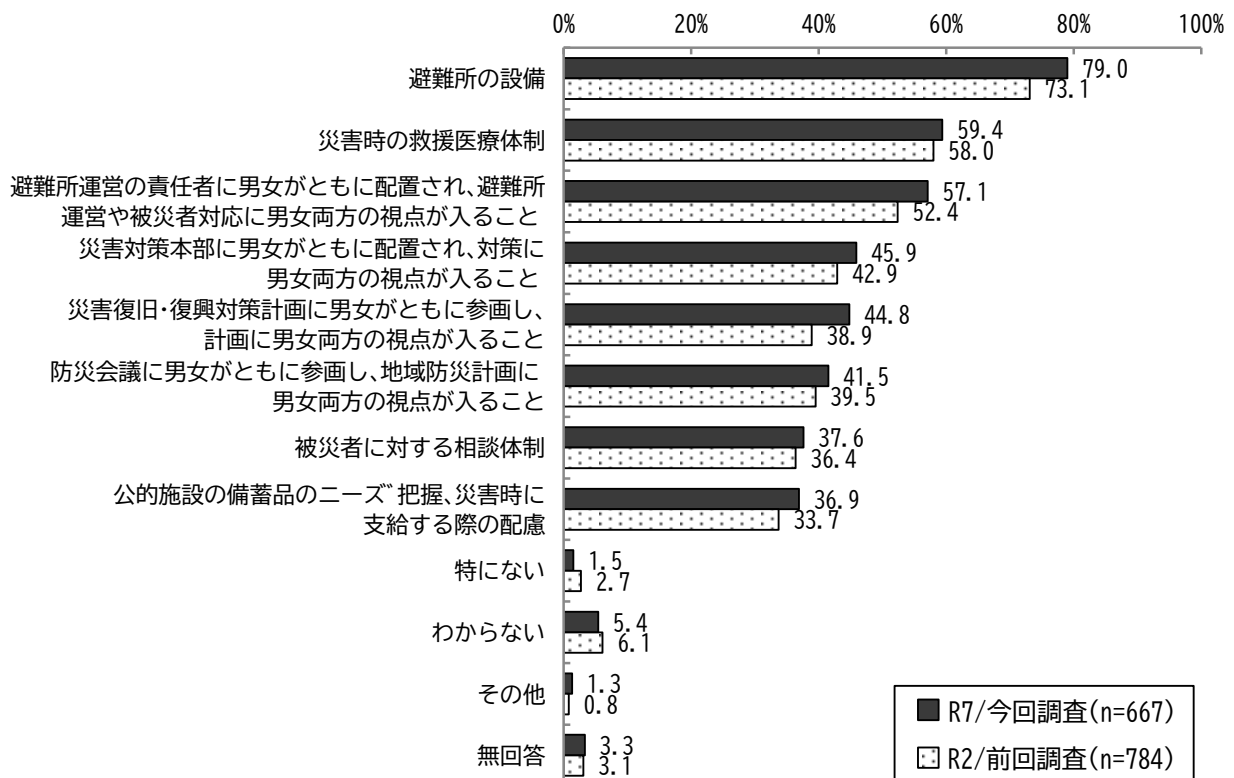
【図25】 ■ハラスメントの経験について 《全体》



【図26】 ■困難な問題を抱える女性の支援に繋がりがやすい体制づくりに必要だと思うこと《全体》  
(複数回答)

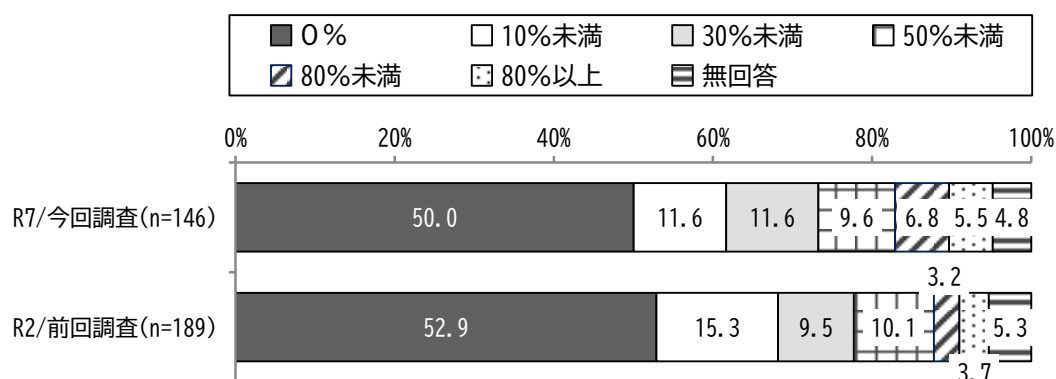


【図27】 ■防災・災害復興対策において、男女共同参画の視点に配慮して取り組む必要があると思うものについて 《全体・前回比較》(複数回答)

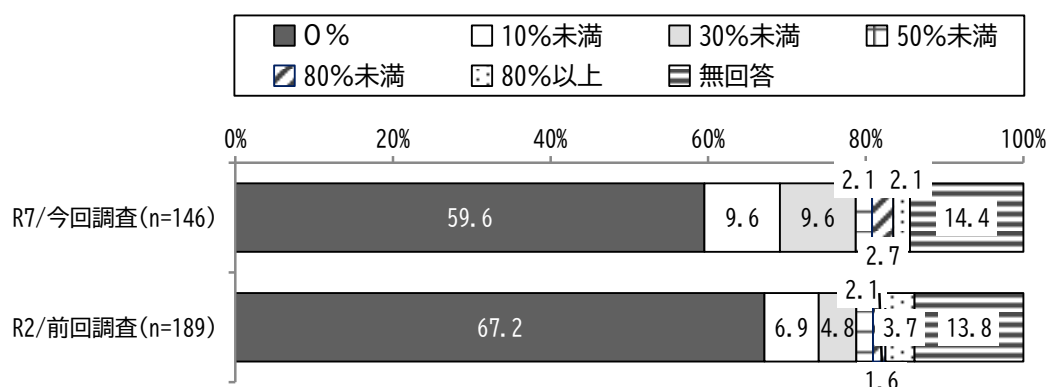


## (2) 事業所アンケート

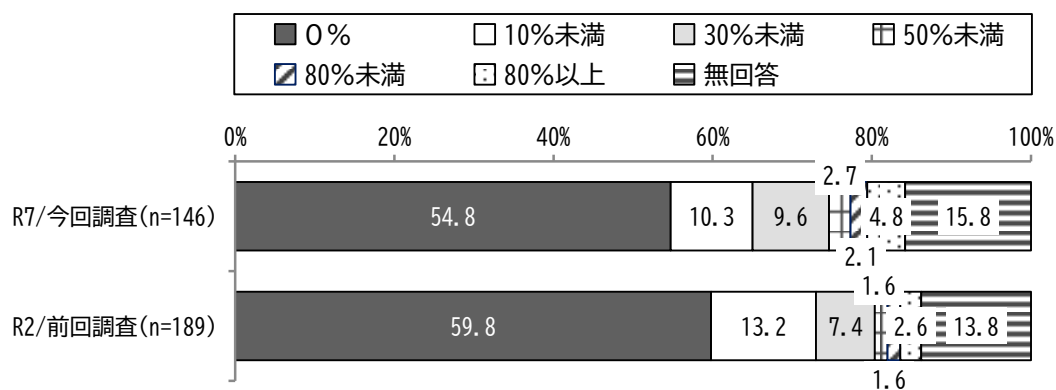
【図28】 ■管理職における女性従業員の割合について（役員・部長相当職） 《全体・前回比較》



【図29】 ■管理職における女性従業員の割合について（課長相当職） 《全体・前回比較》



【図30】 ■管理職における女性従業員の割合について（係長相当職） 《全体・前回比較》



# 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正：令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)  
第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)  
第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)  
第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)  
第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)  
第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)  
第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)  
第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。  
2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)  
第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)  
第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最終改正：令和 7 年 12 月 30 日法律第 84 号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

### 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

### 第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

### 第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

#### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

### 第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
  - 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
  - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。))の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴

い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年

被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。
  - 一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
  - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。))の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
  - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)
  - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的

を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、

電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項

第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあつては接近禁止命

令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあつては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至つたことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百三十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載

第一百三十三条	第一百一十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一条第二項及び第二百零三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について

第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重すると

ともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

### 第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前

章までの規定は、生活の本拠を共にする交際

(婚姻関係における共同生活に類する共同生活

を営んでいないものを除く。)をする関係に

ある相手からの暴力(当該関係にある相手から

の身体に対する暴力等をいい、当該関係にある

相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、

その者が当該関係を解消した場合にあっては、

当該関係にあった者から引き続き受ける身体

に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受け

た者について準用する。この場合において、こ

れらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの

暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」

と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者

第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

### 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて

準用する第十条第一項から第四項まで及び

第十条の二の規定によるものを含む。第三十

一条において同じ。)に違反した者は、二年以

下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処す

る。

### 第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定

に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の

拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

### 第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項

(第十八条第二項の規定により読み替えて適

用する場合を含む。)又は第二十八条の二にお

いて読み替えて準用する第十二条第一項若し

しくは第二項(第二十八条の二において準用す

る第十八条第二項の規定により読み替えて適

用する場合を含む。)の規定により記載すべき

事項について虚偽の記載のある申立書により

保護命令の申立てをした者は、十万円以下の

過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

### 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を経過した日から施行する。ただし、第二

章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに

係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者

暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、

第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十

四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

最終改正：令和 7 年 6 月 11 日法律第 63 号

## 目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
	附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性

の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### （基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総

合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
    - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その

他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第

一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法

第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
  - 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
  - 三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
    - 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報
    - 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方
  - 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異
- 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

- 三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

- 第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- 第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

- 第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由な

く、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかか

ならず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二條）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

### （基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

### （関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

### （緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあつては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
  - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

- 第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。
- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

- 第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和三十四年法律第三百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和三十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

- 第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。
- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える

女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
  - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
  - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
  - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
  - 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
  - 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁

した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
  - 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)
  - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認める

ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 坂出市男女共同参画委員会設置要綱

平成 22 年 4 月 1 日要綱第 11 号

改正：平成 23 年 4 月 1 日要綱第 9 号

(設置)

第 1 条 坂出市における男女共同参画社会の形成を促進し、市民と行政が協働して施策を推進するため、坂出市男女共同参画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 坂出市男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の検討および推進に関すること。
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 各種関係団体の代表者
  - (3) 公募により選出された者
  - (4) その他市長が適当と認める者
- 2 前項第 3 号の公募の手続きは、市長が別に定める。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会に関する庶務は、市民生活部人権課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 23 年 4 月 1 日要綱第 9 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 坂出市男女共同参画委員会委員名簿

	氏名	職名	備考
1	秋山寛子	坂出市婦人団体連絡協議会監査	
2	綾昭二	学校法人 花岡学園 坂出第一高等学校 事務部長	
3	大塚律子	公募委員	副委員長
4	小川正晃	坂出市中学校長会会長	
5	金江信宏	香川県農業協同組合経営管理委員	
6	川滝浩嗣	坂出商工会議所専務理事	
7	高木健一郎	坂出市連合自治会副会長	
8	富家裕美	公募委員	
9	中橋恵美子	NPO法人わははネット理事長	
10	古家月夫	かがわ男女共同参画推進員	
11	古田桂子	かがわ男女共同参画推進員	
12	山神眞一	香川大学名誉教授 放送大学香川学習センター所長	委員長
13	好井育子	かがわ男女共同参画推進員	

(50音順・敬称略)

(任期は令和8年5月10日まで)

## 「第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）」の策定スケジュール

年月日	策定委員会等	審議内容等
4月16日 ～30日	男女共同参画施策推進状況調査実施	【調査対象】庁内関係各課
5月30日	第1回 坂出市男女共同参画委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次坂出市男女共同参画計画の進捗状況について</li> <li>・第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）策定までのスケジュール</li> <li>・男女共同参画社会に関する市民・事業所アンケート調査について</li> </ul>
7月1日 ～31日	事業所アンケート調査実施	【調査対象】 市内5人以上の従業員がいる事業所 474事業所 【有効回収率】30.8%
7月10日 ～31日	市民アンケート調査実施	【調査対象】 市内在住の18歳以上の方から無作為抽出した 2,000人 【有効回収率】33.3%
8月18日 ～21日	男女共同参画施策に関する 庁内ヒアリング	【ヒアリング対象】庁内関係各課
10月10日	第2回 坂出市男女共同参画委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業所アンケート調査の結果報告について</li> <li>・庁内ヒアリング結果について</li> <li>・第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）施策体系（案）について</li> <li>・第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）数値目標（案）について</li> </ul>
12月1日	第3回 坂出市男女共同参画委員会	・第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）（素案）について
12月17日 ～令和8年1 月19日	パブリックコメント実施	2月19日～ 結果公表
2月2日	第4回 坂出市男女共同参画委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果報告について</li> <li>・第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）について最終確認</li> <li>・第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）概要版について</li> </ul>

## 支援・相談窓口一覧

分類	名称	電話番号	受付日時等
DV 児童虐待	香川県 子ども女性 相談センター	女性 相談	087-835-3211 (電話相談) 月～土 9:00～21:00 (年末年始・祝休日除く)
		087-862-8861 (面接相談) 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)	
		Eメール相談 e-josei@pref.kagawa.lg.jp	
		子育て 相談	087-862-4152 (電話相談) 月～土 9:00～21:00 (年末年始・祝休日除く)
		087-862-8861 (面接相談) 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)	
		Eメール相談 e-kodomo@pref.kagawa.lg.jp	
	香川県性暴力被害者支援 センター オリーブかがわ	#8891 (全国共通短縮) または 087-802-5566	月～金 9:00～17:00 土 9:00～16:00 (年末年始・祝休日除く)
	香川県西部子ども 相談センター	0877-24-3173 (面接相談)	月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)
	坂出警察署	0877-46-0110	緊急の場合 110 番
内閣府男女共同参画局 DV相談ナビ	#8008 (全国共通短縮)	発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送 され、相談機関を案内するサービス	
雇用・労働	香川労働局 雇用環境・均等室	087-811-8924	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など
女性の人権	高松法務局	0570-003-110 (全国共通)	「みんなの人権 110 番」 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)
その他	香川県精神保健福祉センター	087-833-5560	「こころの電話相談」月～金 9:00～16:30 (年末年始・祝休日除く)
	香川県警察本部	#9110 (全国共通短縮) または 087-831-0110	「警察相談専用電話」(相談全般) 24 時間対応 ※土日、祝休日および執務時間外 (17:15～8:30) は 当直員が対応
		#8103 (全国共通短縮) または 0120-694-110 087-831-9110 (FAX 兼用)	「ハートフルライン」(性犯罪被害専用相談電話) 24 時間対応 ※土日、祝休日および執務時間外 (17:15～8:30) は 当直員が対応
	香川県男女共同参画センター ふらっとびあ香川	087-832-3198	「一般相談」電話相談・面接相談 月～金 (年末年始・祝休日除く) 開館時間 9:30～18:00 相談受付時間 9:30～17:45 Eメール相談予約: sankaku@flatpeer-kagawa.pref.kagawa.jp ※「一般相談」のほか「法律相談」「こころの相談」あり
坂出市 各種相談	男女共同参画相談 <相談員 行政相談委員>	0877-44-5002 (市総務課)	坂出市役所本庁舎本館 3 階 小会議室 1 (室町二丁目 3 番 5 号) 原則 毎月第 3 水曜日 10:00～12:00
	特設人権相談所 <相談員 人権擁護委員>	0877-23-0228 (法務局丸亀支局) 0877-44-5008 (市人権課)	坂出市役所本庁舎本館 3 階 小会議室 5 (室町二丁目 3 番 5 号) 原則 毎月 15 日 9:00～12:00
	インターネット上の誹謗 中傷等に関する法律相談 <市が委託する弁護士>	0877-44-5008 (市人権課)	月～金 10:00～15:00 (1 回 30 分程度 ※事前予約制)
	人権相談	0877-44-5008	坂出市人権課 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)
	女性相談	0877-44-5027	坂出市こども課 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)

## 用語解説

### (あ行)

#### アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、だれもが持っているものである。その人の過去の経験や知識、価値観、信念をベースに自分なりに解釈して、何気ない発言や行動として現れる。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の思い込み」と呼ばれる。

#### 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)

労働者が仕事と育児や介護を両立できるように支援することを目的として、平成3年5月に公布され、平成4年4月に施行された法律。子の養育または家族の介護のための休業を事業主に申し出ることができ、事業主はこれを拒否したり、これを理由に解雇したりできないことを定めている。令和6年5月に法改正され、令和7年4月から段階的に施行された。法改正により、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が盛り込まれた。

#### 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。

### (か行)

#### カスタマーハラスメント

企業の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められないなど、顧客等の要求の内容が妥当性を欠く、もしくは身体的・精神的な攻撃、威圧的な言動、土下座の要求、継続的(繰り返し)、執拗な(しつこい)言動など、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動を指す。

#### 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が家族間で十分に話し合い、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

#### カンガルータイム

坂出市立大橋記念図書館で実施している工作やわらべうた、専門スタッフによる子育て相談会のほか、司書による本選びのお手伝いなどの親子での気軽な図書館利用を促進するサービス。

## ケアハラスメント

働きながら介護をしている労働者に対し、上司・同僚からの言動により介護休業を申出・取得した労働者の就業環境が害されること。

## ゲートキーパー

自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のこと。特別な資格は必要なく、家族や同僚、友人、かかりつけの医師や保健師、行政や関係機関の相談窓口などさまざまな立場の人がゲートキーパーの役割を担うことが期待されている。

## 固定的な性別役割分担意識

性別を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

## 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とし、昭和60年に制定された。平成9年の改正では、女性であることを理由とする差別的取扱いの禁止が定められ、職場のセクハラ防止やポジティブ・アクションの促進が盛り込まれた。さらに平成18年の改正では、男女ともに性別を理由とした差別的取扱いが禁止され、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いの禁止等が盛り込まれた。

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)

さまざまな困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、令和6年4月に施行された法律。

## (さ行)

### さかいでオレンジかふえ(坂出市認知症カフェ)

認知症になっても住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、認知症の人への効果的な支援、家族の介護負担の軽減を目的として、認知症の人とその家族、地域の方等が気軽に参加し集える相談の場。

## 坂出市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例

インターネットの匿名性、不特定多数性等の特性に起因した誤った情報や嫌がらせによる風評被害、他人の名誉や感情を傷つける誹謗中傷、プライバシーの侵害等の問題に対し、市の責務および市民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、これを推進することにより、市民がインターネット上の誹謗中傷等の被害者にも行為者にもならないよう努めるこ

とを目的とし、令和6年10月に施行された条例。

### **坂出市こども・若者計画**

複雑化したこどもを取り巻く環境に対し、すべてのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として、等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、将来にわたり幸せに生活ができる社会を実現することを目的とし、こども基本法第10条に基づき策定された計画。令和7年3月に策定した「坂出市こども・若者計画（第3期坂出市子ども・子育て支援事業計画）」の計画期間は令和7年度から令和11年度。

### **坂出市幸せはこぶコウノトリ応援事業(生殖補助医療費助成事業)**

令和4年4月より不妊治療が保険適用となり、それまで実施していた「坂出市特定不妊治療助成事業」が終了したことに伴い、新たに開始された坂出市独自の助成制度。

### **坂出市まちづくり基本構想**

長期的なまちづくりの方向性を示す最上位の方針として位置づけられ、地域のめざすべき将来像を示すもの。平成28年3月に策定した「坂出市まちづくり基本構想」の対象期間が令和8年3月で終了し、令和8年度から10年間の「第2次坂出市まちづくり基本構想」が示された。

### **坂出ビジネスサポートセンター(Saka-Biz)**

令和3年2月に開設した、経営上の課題を抱える中小企業や起業を志す人の課題解決を伴走的に支援する拠点施設。主な業務としては、個別経営相談事業や企業間の連携事業、事業者に対するセミナーやワークショップの開催等の啓発事業がある。

### **ジェンダー**

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習のなかには、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

### **次世代育成支援対策推進法**

急速な少子化の進行に対応して、次世代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成15年7月に制定、平成17年4月に施行された法律。10年間の時限立法であったが、平成26年4月の改正により、10年延長された。

### **女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)**

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締結国に対し、政治的および公的活動、ならびに経済的および社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。

昭和54年の第34回国連総会において採択され、昭和56年に発効。日本は昭和60年に批准。

### **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)**

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業者(一般事業主)の各主体において女性の活躍推進に関する責務等を定め、平成28年4月より施行。この法律において、301人以上の労働者を常時雇用する事業主に対しては、女性の活躍を推進するための「一般事業主行動計画」の策定・届出及び情報公開が義務付けられていたが、令和元年に法改正され、その対象が労働者数101人以上300人以下の事業主に対しても拡大され、令和4年4月から施行されている。

### **ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)**

ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の安全と平穏に資することを目的とし、平成12年11月に施行された。令和7年12月より紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得等を規制対象行為に追加する等の改正が施行されたほか、令和8年3月より警察本部長等はストーカー行為等の相手方にかかる情報を提供するおそれがある者に対し、情報提供先がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知し、情報提供を行わないよう求めることができる改正が行われた。

### **政治分野における男女共同参画の推進に関する法律**

政治分野における男女共同参画が、国または地方公共団体における政策の立案および決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることを鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進することを目的として、平成30年5月に成立、同年5月に公布、施行された法律。

### **性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)**

性的マイノリティの方々や性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関して国民の理解が進んでいないことによって生きづらさを感じていることなどから、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、令和5年6月より施行。

## 性的マイノリティ

からだの性とところの性が一致しない状態の人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人（同性愛・両性愛）、またところの性が分からない人等のこと。レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（からだの性とところの性が一致していない人）、クエスチョニング・クィア（性自認や性的指向が明確でない人、固定できない人、定義づけたくない人等）の言葉の頭文字「LGBTQ」に、そのいずれにも当てはまらない多様な性を表す「+」を加えて、「LGBTQ+」として性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われることがある。

## セクシュアルハラスメント

職場において行われる労働者の意に反する性的な言動により、労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることを言う。例えば、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまなものがある。

## 人権学習支援事業

坂出市人権課が実施しているさまざまな人権課題に関する研修会や学習会等の支援事業。講演型学習、ビデオ・DVD視聴型学習、意見交換型学習（参加体験型学習）、現地研修型学習の4つの学習形態から希望の学習形態を選ぶことができる。

## （た行）

### ダイバーシティ

多様性を受け入れ、尊重すること。一人ひとりの「違い」を認め合い、「違い」に価値を見出すという考え。多様性には、人種、性別、年齢などの外的な違いだけでなく、価値観、生き方、考え方、性格などの内的な違いも含む。

## 多文化共生社会

国籍や民族などが異なる人々がお互いの文化の違いなどを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の一員として共に生きていく社会のこと。

## 多様性

性別や年齢、国籍、人種、文化、価値観といった異なる特性をもつ人々が互いを認め合い、共存していくこと。

## 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

## 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月に公布、施行された。

## 特定健康診査

生活習慣病の予防のため、40歳～74歳の方を対象としたメタボリックシンドロームに着目した健診。

## 特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が労働者の仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりのための行動計画を策定するもので、国や地方公共団体が策定するものを「特定事業主行動計画」という。

## ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。その形態は身体的暴力（なぐる・蹴るといった行為）の他に、心理的暴力（大声で怒鳴る、何を言っても無視するなどの行為）、経済的暴力（生活費を渡さないなど経済力を奪う行為）、性的暴力（性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為）、社会的隔離暴力（交友関係やメールの内容などを監視する、外出を禁止するなどの社会的に隔離する行為）など広範にわたる。一般的に「DV」と略して使われる。

## (な行)

### 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、自らが作成する農業経営改善計画を市町村に認定された農業経営者。

## (は行)

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的とし、平成13年に公布、施行され、平成14年4月から全面施行された。平成16年の改正では、保護命令の拡充が盛り込まれ、平成19年の改正では、保護命令がさらに拡充され、市町村における基本計画の策定、支援センター業務の実施が努力義務とされた。平成25年の改正では、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても、この法律を準用することとなった。また、令和元年の改正では、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化され、またその保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になった。

## パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行い、または行うことを宣誓した一方または双方が性的マイノリティである2人の関係を自治体が証明する制度。証明書を提示することで、婚姻関係に相当するものとして取り扱われる行政サービスや民間のサービスがある。ファミリーシップ宣誓制度では、2人の近親者を含めることもできる。

## パタニティハラスメント

職場において、上司・同僚からの言動により育児休業を申出・取得した男性労働者の就業環境が害されること。

## パワーハラスメント

職場での優位性を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、労働者に精神的・身体的苦痛を与えたり、就業環境を害する行為。具体的には、身体的攻撃、精神的攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、個の侵害の6類型があり、3要素（優位性、業務範囲超え、就業環境害）を満たすものがパワハラとされる。

## ファミリー・サポート・センター

地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のこと。

相互援助活動例：子どもの一時預かりや保育施設への送迎など。

## ブックスタートおよびセカンドブックサービス事業

坂出市では、絵本を通じた交流等によって、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう啓発・推進する「絵本のまちさかいで推進事業」を実施している。その取組として、ブックスタートについては市保健センターで行っている3～4か月健診にて赤ちゃん向けの絵本を贈呈しており、セカンドブックについては令和6年度より市役所で行っている3歳児健診にて好きな絵本を1冊プレゼントしている。

## 放課後子ども教室

地域と学校が連携・協働し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行う総合的な放課後等支援活動。具体的には、放課後や週末に小学校や地域の公民館などを利用して、子どもたちと地域住民との交流活動やスポーツ活動等、さまざまな体験活動を実施している。

## ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に差が生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

(ま行)

### マタニティハラスメント

職場において、上司・同僚からの言動により妊娠・出産した女性労働者の就業環境が害されること。

### メディア・リテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力の3要素が有機的に結合したもの。

(や行)

### ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。

### 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条により、要保護児童等の早期発見およびその保護を目的として、関係機関が連携し、情報を共有しながら要保護児童等への適切な対応を図るために設置する機関。協議会とそのしたに実務者会議を置き、警察、児童相談所、医師会、民生委員・児童委員、関係主管課等で構成される。

(ら行)

### リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

妊娠・出産というしくみを体にもつ、女性の一生をとおした健康のこと。

強制でなく安全で満足な性生活を営めること、また、いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかということを女性自身の意思で選択していく権利を、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖の自己決定権）という。

これらを総称して「性と生殖に関する健康および権利」と訳されている。

(わ行)

### ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

(英数字)

## DV

Domestic Violence (家庭内暴力) の略称。ドメスティック・バイオレンス (103ページ) の説明を参照。

## ICT

Information and Communication Technologyの略称で、情報通信技術を意味する。IT (Information Technology) が情報技術を指すのに対し、ICTは情報技術に加えて人と人、人とモノの間で情報や知識を共有・伝達する技術や方法を強調するものである。

## LGBTQ+

性的マイノリティ (102ページ) の説明を参照。

## SDGs

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上のさまざまな課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワード、新たなものさしとなるもの。

## well-being

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることを言い、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念である。

**第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）**

**令和8年3月**

**発行：坂出市人権課**

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

電 話：0877-44-5008

E-mail：jinken@city.sakaide.lg.jp

市公式ホームページ：https://www.city.sakaide.lg.jp



坂出市人権啓発マスコットマーク  
「じんけん愛坊」



坂出市公認キャラクター  
「さかいでまる」